



責任ある農業サプライチェーン のための**OECD-FAO**ガイダンス



国連食糧農業機関

責任ある農業サプライチェーン
のための**OECD-FAO**ガイダンス
(仮訳)

※ 本翻訳は参考のための仮日本語訳であるため、正確には原文を参照のこと。

本文書及び掲載する地図は、あらゆる領土の地位または主権を、国境及び境界の境界画定を、さらに、あらゆる領土、都市または地域の名称を損なうものではない。この共同刊行物で使用する国及び領土の名称は、FAOの慣行に従う。

本刊行物を引用する際の表示：

OECD/FAO (2016), *OECD-FAO Guidance for Responsible Agricultural Supply Chains*, OECD Publishing, Paris.
<http://dx.doi.org/10.1787/9789264251052-en>

ISBN 978-92-64-25095-6 (印刷)

ISBN 978-92-64-25105-2 (PDF)

FAO：

ISBN 978-92-5-109395-5 (印刷及びPDF)

イスラエルの統計データは、関連するイスラエル当局により、かつ、同当局の責任において提供されたものである。OECDによる当該データの使用は、国際法の条項に従って、ゴラン高原、東エルサレム、ウエストバンクのイスラエル入植地の情勢を毀損するものではない。

写真のクレジット： Cover © pink_cotton_candy/iStock/Thinkstock.com

OECD刊行物の正誤表は次のウェブサイトに掲載：www.oecd.org/about/publishing/corrigenda.htm

著作権：© OECD, FAO 2016

OECDのコンテンツは、利用者自身が使用するために複製、ダウンロードまたは印刷することができる。利用者は、自身の文書、プレゼンテーション、ブログ、ウェブサイト及び教材の中に、OECD刊行物、データベース及びマルチメディア製品からの抜粋を記載することができる。ただし、OECD及びFAOを出典及び著作権所有者として適切に明記する必要がある。公的または商業的利用及び翻訳権に対する依頼は全て、電子メールで rights@oecd.org 宛てに提出すること。公的または商業的利用のために本資料の一部を複製する許可を求める依頼は、電子メールで Copyright Clearance Center (CCC) の info@copyright.com 宛に、または、Centre français d'exploitation du droit de copie (CFC) の contact@cfcopies.com 宛てに直接送信すること。

序文

「責任ある農業サプライチェーンのためのOECD-FAOガイダンス（以下、「本ガイダンス」という）」は、企業が、農業サプライチェーンにおける責任ある企業行動に関する既存の基準を遵守するのに資するために作成されたものである。これらの基準には、「OECD多国籍企業行動指針」、「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」及び「国家食料安全保障の文脈における土地、漁業、森林の保有に関する責任あるガバナンスのための任意ガイドライン」が含まれている。これらの基準を遵守することは、企業が、その活動による負の影響を軽減し、持続可能な発展に寄与するのに役立つ。

本ガイダンスは、国内及び外国企業、民間及び公共企業、中小及び大企業を含む、農業サプライチェーンにおいて営業している全ての企業を対象としており、投入材の供給から、生産、収穫後処理、加工、輸送、マーケティング、流通及び小売までの農業の川上及び川下セクターを網羅している。農業サプライチェーンにおいて生じるリスクの領域のうち、対処の対象となる領域は次のとおりである：人権、労働者の権利、安全衛生、食料安全保障及び栄養、天然資源の保有権及び利用権、動物福祉、天然資源の環境保護及び持続可能な利用、ガバナンス、技術及びイノベーション。

本ガイダンスは下記の4つのセクションで構成されている。

- 企業が責任ある農業サプライチェーンを構築するために遵守すべき基準を概説している企業方針モデル。
- 企業がその活動の負の影響を特定、評価、軽減し、負の影響への対処方法を説明するために従うべき5段階の措置を記述しているリスクベースのデュー・ディリジェンスの枠組み。
- 企業が直面する主要なリスクと、これらのリスクの軽減策の説明。
- 先住民との協議・合意形成のガイダンス。

本ガイダンスは、2年間のマルチ・ステークホルダープロセスにより、OECD及びFAOが作成したもので、OECD投資委員会、OECD農業委員会及びFAO事務局の承認を受けている。本ガイダンスに関する勧告は、OECD理事会が2016年7月13日に採択した。本勧告は、法的拘束力を持たないが、OECD加盟国及び非加盟国からなる参加国の共通の立場及び政治的コミットメントを反映している。

OECDは、企業が、他のセクター、特に、採掘セクター、とりわけ紛争地域及び高リスク地域からの鉱物採掘セクター、衣類・履物セクター及び金融セクターにおいて、責任あるサプライチェーンを構築するのに資する目的に合わせたガイダンスも作成した。

目次

頭字語及び略語	9
まえがき	11
責任ある農業サプライチェーンのためのOECD-FAOガイダンスに関する理事会勧告	13
1. はじめに	15
背景	15
目的	15
適用範囲	16
対象とする使用者	18
プロセス	18
重要な概念	19
構成	23
2. 責任ある農業サプライチェーンのための企業方針モデル	25
1. 横断的RBC基準	25
2. 人権	26
3. 労働者の権利	27
4. 安全衛生	27
5. 食料安全保障及び栄養	27
6. 天然資源の保有及びアクセス権	28
7. 動物福祉	28
8. 環境保護と天然資源の持続可能な利用	28
9. ガバナンス	29
10. 技術及びイノベーション	29
3. 農業サプライチェーンにおけるリスクベースのデュー・ディリジェンスのための5段階の枠組み	31
第1段階 責任ある農業サプライチェーンのための強力な企業経営システムの確立	31
第2段階 サプライチェーンにおけるリスクの特定、評価及び優先順位付け	33
第3段階 特定されたリスクに対応する戦略の策定及び実施	36
第4段階 サプライチェーン上のデュー・ディリジェンスの検証	37
第5段階 サプライチェーン上のデュー・ディリジェンスについての報告	38
注記	40
参考文献	47
附属書A 農業サプライチェーンにおけるリスク軽減・防止策	49
1. 横断的RBC基準	49

2. 人権	54
3. 労働者の権利	55
4. 安全衛生	58
5. 食料安全保障及び栄養	59
6. 天然資源の保有及びアクセス権	61
7. 動物福祉	63
8. 環境保護と天然資源の持続可能な利用	65
9. ガバナンス	67
10. 技術及びイノベーション	69
附属書A — 注記	70
附属書A — 参考文献	76
附属書B 先住民との協議・合意形成	78
先住民の定義	78
FPICの履行	80
合意形成できない場合または協議・合意が拒絶された場合の対応	81
既存の文書及び基準からの抜粋	81
FPICの詳細なガイダンスについて	84
附属書B — 注記	85
表	
A.1. 効果的な苦情処理の仕組みの特徴	54
図	
1.1. 農業サプライチェーンの各ステージと関係する企業	20
1.2. 農業サプライチェーンの各ステージにおける人権（環境）侵害リスク	20
コラム	
1.1. 本ガイダンスで検討される重要な基準の解説	17
1.2. 負の影響への対処	21
1.3. デュー・ディリジェンスのための5段階の枠組み	22
3.1. 高度なデュー・ディリジェンスが必要となる状況の例：危険信号	35

OECD刊行部のフォロー先：



http://twitter.com/OECD_Pubs



<http://www.facebook.com/OECDPublications>



<http://www.linkedin.com/groups/OECD-Publications-4645871>



<http://www.youtube.com/oeclidlibrary>



<http://www.oecd.org/oeccdirect/>

FAOのフォロー先：



国連食糧農業機関



twitter.com/FAOstatistics
twitter.com/FAOKnowledge
twitter.com/FAOnews



www.facebook.com/UNFAO



www.linkedin.com/company/fao



plus.google.com/+UNFAO



www.instagram.com/unfao



www.youtube.com/user/FAOoftheUN

頭字語及び略語

CAO	Compliance Advisor Ombudsman of IFC and MIGA IFC及びMIGAのコンプライアンス・アドバイザー／オンブズマン
CBD	Convention on Biological Diversity 生物の多様性に関する条約、生物多様性条約
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、女子差別撤廃条約
CFS	Committee on World Food Security 世界食料安全保障委員会
CFS-RAI	Principles for Responsible Investment in Agriculture and Food Systems of the Committee on World Food Security 世界食料安全保障委員会の「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」
CSR	Corporate Social Responsibility 企業の社会的責任
EIA	Environmental Impact Assessment 環境影響評価、環境アセスメント
ESHRIA	Environmental, Social and Human Rights Impact Assessment 環境・社会・人権影響評価
EU	European Union 欧州連合、EU
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations 国連食糧農業機関
FDI	Foreign Direct Investment 海外直接投資
FPIC	Free, Prior and Informed Consent 自由意思による事前の十分な情報にもとづく合意
ICESCR	International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights 経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約
IFAD	International Fund for Agricultural Development 国際農業開発基金
IFC	International Finance Corporation 国際金融公社
IFPRI	International Food Policy Research Institute 国際食糧政策研究所
ILO	International Labour Organization 国際労働機関

ITPGR	International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture 食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約、食料・農業植物遺伝資源条約
MIGA	Multilateral Investment Guarantee Agency 多数国間投資保証機関
MNE	Multinational Enterprise 多国籍企業
NCP	National Contact Point 各国連絡窓口
NGO	Non-governmental Organisation 非政府組織
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development 経済協力開発機構
OIE	World Organization for Animal Health 国際獣疫事務局
PRAI	Principles for Responsible Agricultural Investment that respects rights, livelihoods and resources developed by FAO, International Fund for Agricultural Development (IFAD), United Nations Conference on Trade and Development (UNCTAD) and World Bank FAO、国際農業開発基金（IFAD）、国連貿易開発会議（UNCTAD）及び世界銀行が作成した、権利、生計及び資源を尊重する「責任ある農業投資の原則」
RBC	Responsible Business Conduct 責任ある企業行動
VGGT	Voluntary Guidelines on the Responsible Governance of Tenure of Land, Fisheries and Forests in the Context of National Food Security 国家の食料安全保障の文脈における土地、漁業、森林の保有に関する責任あるガバナンスのための任意ガイドライン
UN	United Nations 国際連合、国連
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development 国連貿易開発会議
US	United States 米国
USD	United States Dollar 米国ドル
WB	World Bank 世界銀行
WHO	World Health Organization 世界保健機関

まえがき

「責任ある農業サプライチェーンのためのOECD-FAOガイドランス」は、農業部門で事業を行っている企業にとっては責任ある企業行動に関する実務的ガイドランスが不可欠という要望に応えるものである。農業投資は近年増加しており、同部門が需要増に応じて拡大するにつれ、農業投資も拡大が続くと予測されている。同部門への投資が拡大するにつれ、投資にも責任を伴う必要があるという意識が高まっている。農業サプライチェーンにおける責任ある企業行動の基準は、利益が広範囲に及ぶことと、農業が食料安全保障、貧困削減及び経済成長を含む多彩な機能を果たし続けることを保証するために必須のものである。

本OECD-FAOガイドランスは、OECD及び非OECD加盟国、民間セクター及び市民社会からの代表を含むマルチ・ステークホルダー諮問グループのガイドランスに基づいて、2013年10月～2015年9月の期間に作成されたものである。同諮問グループの議長は、米国国際開発庁（USAID）・食料安全保障局のグローバルエンゲージメント・戦略事務所長のDavid Hegwood氏である。次の3人の副議長は各種ステークホルダーグループの代表である： Mella Frewen氏 — FoodDrink Europeの総裁。Bernd Schanzenbaecher氏 — EBG Capitalの創業者、業務執行社員。Kris Genovese氏 — Centre for Research on Multinational Corporations（SOMO）の主任研究員、OECD Watchの共同コーディネーター。

同諮問グループは、その活動期間中に、直接会議を3回、電話会議による協議を3回開催した。その第1回会議は2013年10月16日、第2回は2014年6月26日、第3回は2015年3月16日に開催された。2015年6月18日に「採掘セクターにおける意義のあるステークホルダーとのエンゲージメントに関する諮問グループ」と合同会議も開催して、自由意思による事前の十分な情報にもとづく合意について討論した。電話会議は2014年2月10日、2014年5月28日及び2015年1月7日に開催された。ネット上での国民の意見聴取が2015年の1月と2月に実施され、本ガイドランスの草案について、幅広いステークホルダーから意見を聞いた。

本OECD-FAOガイドランスは、2014年と2015年に開催された「責任ある企業行動に関するグローバルフォーラム」の結論からも恩恵を受けた。2014年6月27日に、責任ある農業サプライチェーンに関する臨時会議で、企業が農業サプライチェーンに投資する場合に直面する主要なリスクが特定され、そうしたリスクを軽減し、農業投資が投資家だけではなく本国及び受入国にも利益を与えることを確実にするための、政府及び企業が講じうる措置について討論された。2015年6月19日に、パネルディスカッションで、農業サプライチェーンにおいて運営されている各種企業の役割及び責任と、デュー・ディリジェンスの実施上、各企業が協力可能な方法について検討された。

同諮問グループで示された多様な視点は、ガイドランス文書の作成に寄与しており、

同文書では、農業サプライチェーンにおいて事業によって負の影響を受ける全てのステークホルダーの権利の尊重を強調し、これらのサプライチェーンにおいて事業を行っている企業の役割及び責任を確定し、企業が直面するリスクの実用的な軽減策を提案している。我々は、本OECD-FAOガイダンスが、企業のデュー・ディリジェンスの実施において企業に対する有益な指導手段になると確信している。我々は、本ガイダンスが、その作成時に検討された既存の基準の遵守も促進するものと考えている。



David Hegwood

マルチ・ステークホルダー諮問グループ議長、米国国際開発庁（USAID）・食料安全保障局のグローバルエンゲージメント・戦略事務所長

責任ある農業サプライチェーンのための OECD-FAOガイダンスに関する理事会勧告

2016年7月13日

同理事会は、

1960年12月14日付の「経済協力開発機構条約」第5条b)に留意し、

「国際投資と多国籍企業に関する宣言」[C(76)99/FINAL]、「OECD多国籍企業行動指針に関する理事会決定」[C(2000)96/FINALをC(MIN(2011)11/FINALに改正]（以下、「行動指針に関する決定」という）、「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」、「紛争地域及び高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンスに関する理事会勧告」[C(MIN(2011)12/FINALをC(2012)93に改正]及び「投資のための政策枠組みに関する理事会勧告」[C(2015)56/REV1]に留意し、

「多国籍企業行動指針」（以下、「本行動指針」という）の遵守を勧告する政府の共通目標が、責任ある企業行動を促進することであることを想起し、

特定の生産物、地域、セクターまたは産業に関して、「本行動指針」に定められる原則及び基準を企業が効果的に遵守するよう促進するために、「投資委員会」が「各国連絡窓口」と協力して、積極的なアジェンダをステークホルダーと連携して追求することが「行動指針に関する決定」に定められていることをさらに想起し、

農業・フードシステムへの責任ある投資と、土地、漁業及び森林の所有権の責任あるガバナンスを促進するための、国際社会、特に世界食料安全保障委員会及び国連食糧農業機関（FAO）の取組みを考慮に入れ、

責任ある農業サプライチェーンの構築が、持続可能な発展に不可欠であることを認識し、

政府、企業、市民社会組織及び国際組織が、社会全体に恩恵を与える責任ある農業サプライチェーンを構築するために、それぞれの能力及び役割を生かすことができることを認識し、

デュー・ディリジェンスは、企業が、人権、労働者の権利、安全衛生、食料安全保障及び栄養、所有権、動物福祉、環境保護及び天然資源の利用、ガバナンス、技術及びイノベーションに関連する責任ある農業サプライチェーンのための基準を確実に遵守するための、事前及び事後対応的かつ継続的プロセスであることに注目し、

責任ある農業サプライチェーンのためのOECD-FAOガイダンス[C(2016)83/ADD1]（以下、「本ガイダンス」という。投資委員会及び農業委員会がFAOと共同で適宜、改正することがある）に留意し、

本ガイダンスが、責任ある農業サプライチェーンの既存の基準の内容を概説している企業方針モデルと、企業がその活動または取引関係と関連がある実際の及び潜在的な負の影響を特定、評価、軽減し、負の影響への対処方法を説明するために従うべき措置を記述しているデュー・ディリジェンスの5段階の枠組みを提案していることに注目し、

投資委員会及び農業委員会の提案について、

- I. 本勧告に従う加盟国及び非加盟国（以下、「参加国」という）と、該当する場合、本行動指針の各国連絡窓口（以下、「NCP」という）が、自国内で及び自国から事業を行っている企業に対し、企業活動による負の影響を防止し、持続可能な発展と、特に貧困の低減、食料安全保障及び男女平等に寄与するために、農業サプライチェーンにおいて責任ある企業行動の国際的に合意された基準を確実に遵守することを目的として、本ガイダンスの使用を積極的に促すことを勧告し、
- II. 特に、参加国が、自国内で及び自国から事業を行っている企業による企業方針モデルの採用と、本ガイダンスに記述される農業サプライチェーンにおけるリスクベースのデュー・ディリジェンスのための5段階の枠組みの、企業管理システムへの取込みを積極的に支援する措置を講じることを勧告し、
- III. 参加国と、該当する場合はそのNCPが、国連及び国際開発組織とのOECD活動等によりOECD事務局の支援を受けて、本ガイダンスの可能な限り幅広い周知と、川上、川下企業、影響を受けるコミュニティ及び市民社会組織を含む様々なステークホルダーによる積極的な使用を確実なものにすることと、周知・履行活動について投資委員会及び農業委員会に定期的に報告することを勧告し、
- IV. 参加国及び事務総長に本勧告を周知させるよう促し、
- V. 非参加国に本勧告に十分な考慮を払い、参加するよう促し、
- VI. 投資委員会及び農業委員会に対し、本勧告の履行を監視し、その採択後5年以内に、その後は適宜、理事会に報告するよう指示する。

1. はじめに

背景

農業部門¹は、世界中に5億7,000万以上の農場を抱えており、さらなる投資を継続して呼び込む必要がある。これは特に、南アジアとサハラ砂漠以南のアフリカに当てはまり、これらの地域は、労働者1人当たりの農業資本ストックが、それぞれ、1,700米ドルと2,200米ドルと比較的低い。これに対し、中南米とカリブ海域諸国では16,500米ドル、欧州と中央アジアでは19,000米ドルである (FAO, 2012 & 2014)。今後10年間の農産物価格は、人口増加、所得増加及び食生活の変化により食料需要が増大するため、2007～08年の価格高騰に先立つ数年間より高い水準に留まると予測されている。非食用農産物の需要も増加している (OECD/FAO, 2015)。

農業サプライチェーンにおいて活動している企業は、雇用を創出し、農業生産量を持続的に増加させるとともにサプライチェーンを改善するための専門知識、技術及び資金供給能力を通じ、持続可能な開発に大きく貢献することができる。これにより、食料安全保障・栄養改善が強化・促進され、当該企業が活動している国の開発目標が達成されやすくなる。責任ある企業行動 (RBC) に係る国際的に合意された原則²の目的は、企業による持続可能な開発への寄与を確実なものにすることである。それらの原則はすでに非常に多くの企業で採用されている。機関投資家などの新規行動主体の農業サプライチェーンへの参入増加、及び、ガバナンス枠組みが脆弱な国々等の新規市場に参入する投資家の増加により、RBC原則が遵守されないリスクは増大している。

農業サプライチェーンにおいて活動している企業に、既存のRBC基準³の遵守方法に関するガイダンスを提供することは、活動に伴う負の影響を防止するとともに、農業投資が企業⁴、政府及びコミュニティに恩恵を与え、持続可能な開発、特に貧困削減、食料安全保障及び男女平等に寄与することを確実にするために不可欠である。この「責任ある農業サプライチェーンのためのガイダンス」(以下、「本ガイダンス」という)の対象となる企業の範囲には、小規模生産者等農業生産に直接関わる企業と、取引関係を通じて参加する他の行動主体⁵(投資ファンド、政府系ファンドや銀行など⁶)が含まれる。

目的

本ガイダンスは、企業が、OECD多国籍企業行動指針 (OECD行動指針) を含む、農業サプライチェーンにおける既存のRBC基準⁷を遵守するのに資するためのものである。その目的は、環境、社会及び人権に対し負の影響を与えるリスクを防止し、OECD行動指針の実行性の促進を任務とする各国連絡窓口 (NCP) の作業を補完することにある (コラム1.1を参照)。本ガイダンスは、政府、特にNCPが、OECD行動指針の推進に取り組む上で、また、農業部門における既存の基準を明確化する上で役立つ。

本ガイドンスは、企業が既存の基準を遵守し、リスクベースのデュー・ディリジェンスを実施するのに資するため、既存の基準を参照している。本ガイドンスは、OECD行動指針と他の基準のうち、農業サプライチェーンと最も関連性がある箇所を引用しているだけであり、それらを置き換える意図はない。このため、企業は、遵守に関して主張する前に、これらの基準の各々を直接参照することが望ましい。OECD行動指針と不可分のものとなっている「国際投資と多国籍企業に関する宣言」参加国の、または、FAO加盟国の全てが、本ガイドンスで検討される基準を承認しているわけではない。

適用範囲

本ガイドンスは、下記の既存の基準が、農業サプライチェーンにおける責任ある企業行動にふさわしいものかどうかを検討する。

- OECD多国籍企業行動指針（OECD行動指針）
- 世界食料安全保障委員会の農業・フードシステムへの責任ある投資のための原則（CFS-RAI原則）
- 世界食料安全保障委員会の「国家の食料安全保障の文脈における土地、漁業、森林の保有に関する責任あるガバナンスのための任意ガイドライン（VGGT）」
- FAO、国際農業開発基金（IFAD）、国連貿易開発会議（UNCTAD）及び世界銀行が作成した、「（権利、生計及び資源を尊重する）責任ある農業投資原則（PRAI）」
- ビジネスと人権に関する国連指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施（国連指導原則）
- 国際労働機関（ILO）の「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」（ILO MNE宣言）
- Akwé: Kon自主的ガイドラインを含む生物多様性条約（CBD）
- 国連・欧州経済委員会の「環境に関する、情報へのアクセス、意思決定における市民参加、司法へのアクセスに関する条約（オーフス条約）」

上記の基準は、諮問グループが制定した次の3つの判断基準を満たしている⁸： 政府間プロセスによる交渉及び承認を終えていること、農業サプライチェーンに関連していること、特に実業界／投資家を対象としていること。本ガイドンスで検討される4つの重要な基準が、コラム1.1で詳述されている。本ガイドンスでは、これらの基準は満たさないが、上記の判断基準と矛盾しない限りにおいて広く使用されている下記の基準についても検討する。

- 国際金融公社のパフォーマンス基準
- 国連グローバル・コンパクトの原則

国連人権諸条約などの補足文書も、上の基準の履行に関連がある場合には参照される。また、企業は、本ガイドンスで未検討の他の基準や、より具体的なツール及びガイドンスを参照するのが有益なこともあり、それらの一覧表はネット上で利用できる⁹。

コラム1.1. 本ガイドランスで検討される重要な基準の解説

OECD多国籍企業行動指針 (OECD行動指針) : OECD行動指針は、「1976年・OECD国際投資と多国籍企業に関する宣言」の4つの部分の1つであり、参加国はこれに従って、オープンで透明性のある国際投資環境の提供と、経済的・社会的進歩への多国籍企業 (MNE) の積極的な寄与の奨励をコミットしている。同宣言の参加国は現在46か国で、OECD加盟国が34と非加盟国が12である¹。OECD行動指針は数回改訂されており、直近は2011年である。同行動指針は、RBCの構成要素に関する、政府の支援を受けた最も包括的な勧告の集合であり、RBCの次の9つの主要分野を網羅している：情報開示、人権、雇用及び労使関係、環境、贈収賄及び汚職、消費者の利害、科学技術、競争及び税制。宣言参加各国政府は、参加国内外で事業を行っているMNEに対し行動指針の履行を推奨している。各宣言参加国は、国内連絡窓口を設置し、行動指針の履行促進活動の実施、問合せへの対応、及び特定の場合に本行動指針の履行に関連して生じる問題点の解決への寄与により、本行動指針の実効性を高めなければならない。本行動指針は、国連指導原則に規定されている人権を尊重する企業の責任を統合し、リスクベースのデュー・デュー・リジェンスを負の影響に関連する企業倫理の主要領域に組み込む最初の国際的ツールである²。

農業・フードシステムにおける責任ある投資のための原則 (CFS-RAI原則) : 同原則は、2012年から2014年まで世界食料安全保障委員会 (CFS) が主導した政府間交渉により作成されたもので、市民社会組織、民間セクター、学者、研究者及び国際組織が関与した。同原則は2014年10月15日にCFSの第41回会議で承認を受けた。同原則は自主的で拘束力のないものであり、農業・フードシステムへのあらゆる種類の投資に向けたものである。次の事項に関連する10の中核的原則からなっている：①食料安全保障及び栄養への貢献。②持続可能で包括的な経済発展及び貧困撲滅への貢献。③男女平等と女性への権限委譲の促進。④若者の参加と権限委譲。⑤土地、漁業及び森林の保有、水へのアクセスの尊重。⑥天然資源の保全及び持続可能な管理、強靱性の向上並びに災害リスクの減少。⑦文化遺産と伝統的知識の尊重、多様性と技術革新の支援。⑧安全で健康に配慮した農業とフードシステム。⑨包括的で透明性のある統治構造、手続、苦情処理メカニズムの具現化。⑩影響の評価と対処、説明責任の促進。別のセクションでは、ステークホルダーの役割及び責任について記述している。

国家の食料安全保障の文脈における土地、漁業、森林の保有に関する責任あるガバナンスのための任意ガイドライン (VGGT) : VGGTは保有に関するガバナンスに係る最初の世界的指針である。VGGTは、CFSが主導した政府間交渉により作成されたもので、市民社会組織、民間セクター、学者、研究者及び国際組織も関与した。VGGTは、2012年5月11日にCFSの第38回 (臨時) 会議で承認を受けた。VGGTは世界的に認められており、その履行がG20により、または、リオ+20宣言において奨励されている。2012年12月21日に国連総会は、VGGTを承認するCFSの第38回 (臨時) 会議の結果を歓迎し、各国に対しそれらの履行に十分配慮するよう奨励し、国連の関連する各組織体に対しそれらの迅速な配布及び促進を確実に実施するよう要請した³。同ガイドラインは、食料安全保障を支援し、空腹及び貧困の撲滅に向けた全世界及び国内の取組みに寄与する土地、漁業及び森林の保有権のガバナンスを改善するための参照枠組みを提供する。同ガイドラインは、開発における土地の中心的役割を認識し、確実な保有権と、土地、漁業及び森林の公平な利用権を促進する。同ガイドラインは、保有権のガバナンスに関連した政策及び法律の策定及び履行の手引きとなる原則及び国際的に認められた規範を規定する。同ガイドラインは、2004年11月にFAO理事会会で採択された「国家食料安全保障の文脈の中で十分な食料への権利の漸進的な実現を支持するための任意ガイドライン」に基づいており、それを支持している。

コラム1.1. 本ガイドンスで検討される重要な基準の解説 (続き)

(権利、生計及び資源を尊重する) 責任ある農業投資原則 (PRAI) : IFAD、FAO、UNCTAD及び世界銀行で構成される機関間作業部会 (IAWG) は、2009年9月の国連総会中に、「責任ある国際的な農業投資の推進」に関する円卓会議を開催し、7つの原則を提示した。その結果として、2010年2月に総観版を刊行した。7つの原則は次の事項に重点を置いている：①土地及び資源に関する権利の尊重、②食料安全保障の確保、③透明性、適正なガバナンス及び投資を促進する環境の確保、④協議及び参加、⑤責任ある農業企業投資、⑥社会的持続可能性、⑦環境的持続可能性⁴。G20は、2010年11月のソウル・サミットにおいて、G20の開発に関する複数年行動計画の一環として、全ての国及び企業に対して、責任ある農業投資の原則の支持を奨励した。IAWGは、PRAI及び「責任ある国際的な農業投資の推進のオプションに関する行動計画」に関する報告書を、2011年にG20に、2012年のG8に提出した⁵。G20は、PRAIを導き、様々な協議プロセスに通知するための教訓を利用するという、成功への道として2方式のアプローチの採用で合意した。2012年10月に、IAWGは、受入国及び企業とのPRAIの実地テストに特に言及した、行動計画に関する進捗報告書を提出した⁶。最近、「G20開発コミットメントに関する2013年・サントペテルブルク説明責任報告書」は、「一部のアフリカ及び東南アジア諸国においてPRAIを実施テストするパイロットプロジェクトの進捗を歓迎した」。

1. 2016年2月現在、非加盟国は、アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、コスタリカ、エジプト、ヨルダン、ラトビア、リトアニア、モロッコ、ペルー、ルーマニア及びチュニジアである。
2. デュー・ディリジェンスは、科学技術、競争及び税制を除いて、本行動指針の全章に適用される。
3. www.un.org/News/Press/docs/2012/ga11332.doc.htm
4. PRAIの本文のダウンロード先：www.responsibleagroinvestment.org
5. G20開発に関する複数年行動計画の柱である食料安全保障に関する機関間作業部会、「責任ある農業投資を推進するための選択肢」、ハイレベル作業部会への報告書、2011年9月。
6. 責任ある農業投資の原則に関する機関間作業部会、責任ある農業投資の原則の実地テストに関する統合報告書、2012年10月。

対象とする使用者

農場主が農業生産への最大の投資者であることは認めるが、本ガイドンスが対象としているのは、図1.1に詳述するとおり、農業サプライチェーンにおいて事業を行っている全ての企業である。国内及び外国企業、民間及び公共企業、中小及び大企業が含まれるが、本ガイドンスでは単に「企業」と呼ぶ¹⁰。本ガイドンスは、農業サプライチェーンにおける既存の基準の理解及び促進のレベルアップのために、政府、特にNCPが使用することもできる。さらに、本ガイドンスは、影響を受けるコミュニティが、上記の事業主体に対し何を期待すべきかを理解し、コミュニティの権利を尊重させるのに役立つ。

プロセス

本ガイドンスは、2013年10月に設立されたマルチ・ステークホルダーの諮問グループが主導する包摂的な協議手続きを経て、FAO及びOECDが作成したものである¹¹。同諮問グループは、OECD加盟国及び非加盟国、機関投資家、アグリ・フード企業、農民団体、市民社会組織及び国際組織の各代表で構成されている。その任務は下記のとおり：

- 本ガイドンスの作成に対し実質的な協力を行う。
- マルチ・ステークホルダープロセス、特に「CFS-RAI公開作業部会」の会合への

協力及び参加等により、他の関連ステークホルダーとの幅広い協議のプロセスを支援する。

- 本ガイダンスを効果的に普及・履行するためのフォローアップ措置について、実質的な協力を行う。

FAO及びOECDの事務局は、同諮問グループと協力し、議長及び副議長の主導に従って協議プロセスを調整した。「投資委員会」の補助機関「OECD責任ある企業行動に関する作業部会」と、「OECD農業委員会」の補助機関「農業政策及び市場に関する作業部会」は、定期的に協議を行っている。

重要な概念

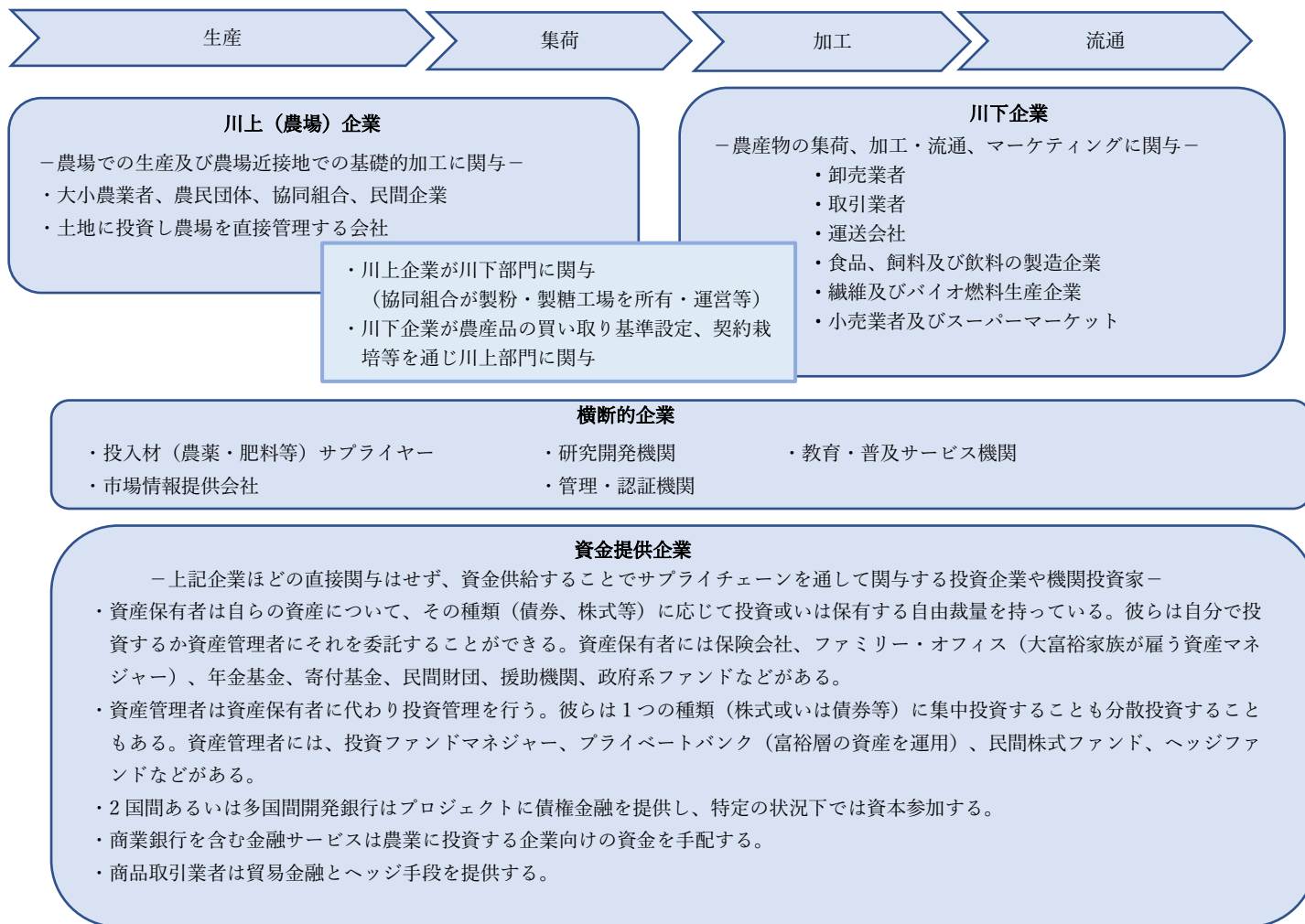
農業サプライチェーン

農業サプライチェーンは、消費者市場向けの農産物・食品の生産に関与する全ての活動、組織、行動主体、技術、情報、資源及びサービスを包含するシステムを指している。同サプライチェーンは、農業投入材（種子、肥料、飼料、薬剤、設備など）の供給から、生産、収穫後処理、加工、輸送、マーケティング、流通及び小売までの農業の川上及び川下セクターを網羅している。同サプライチェーンには、普及教育サービス、研究開発、市場情報などの支援サービスも含まれる。そのため、同サプライチェーンは広範囲な企業で構成されており、その範囲は、小規模経営体、農民団体、協同組合及び新興企業からMNEまで、さらに親会社またはそれらの現地子会社、国有企業及びファンド、民間資金提供法人及び民間財団にまで及ぶ。近年、同セクターに参入した行動主体もある。

サプライチェーンの構造と各段階で関与する企業の形態は、生産物の種類及び地理的条件により大幅に異なる¹²。このため、農業サプライチェーンにおいて事業を行っている企業の分析はケースバイ・ケースで行い、これらの企業間の関係、情報及び資金の流れの理解を深め、監査を十分なものにすることが望ましい。本ガイダンスの必要上、簡略化したサプライチェーン構造を図1.1に示す。

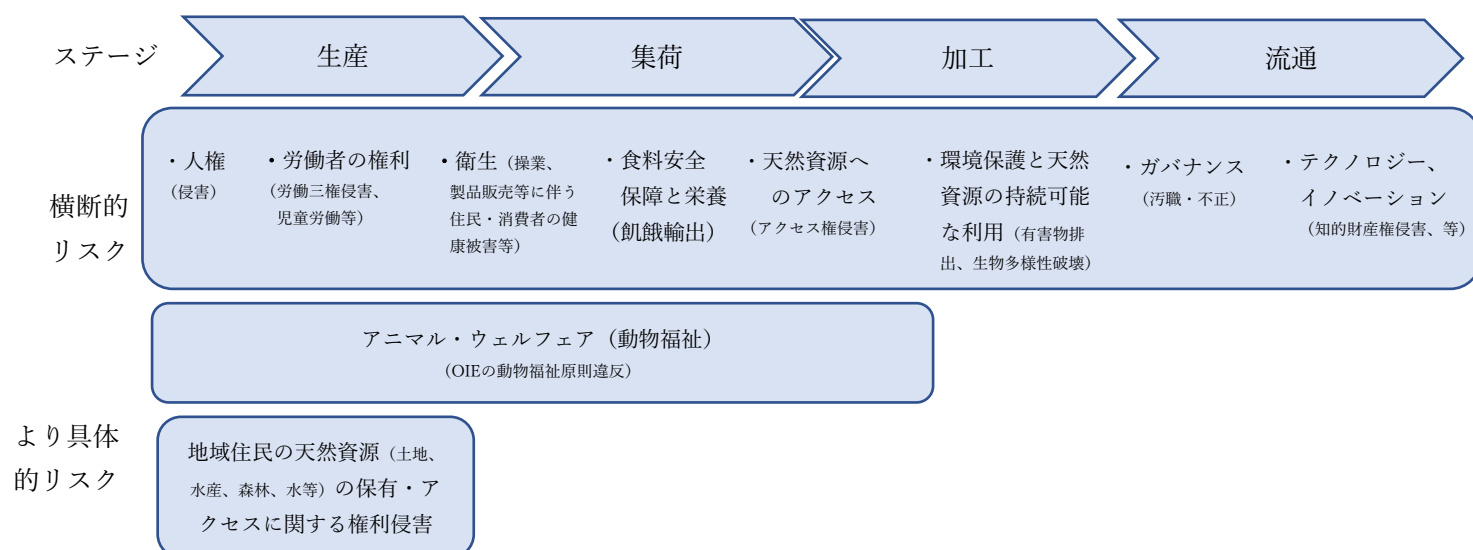
企業は、多様な関係及び取決めによって関連付けられている。川下企業は、農産物へのアクセスを確保するため、川上企業と各種の関係を持つことができる。川下企業は、購買契約以外のかかわりがほとんどない生産者に対して、基準及び規格を課すことができる。例えば、川下企業は、生産量を調整し、品質及び安全性を確保するために、契約栽培を通して積極的に生産に関与することもできる¹³。資金提供企業は、農地への投資、合弁または合併・買収により、川上及び川下企業に資本を提供することにより、より間接的に関与することができる。これらの区分の説明は実際上、困難なことが多い。例えば、協同組合は農機具と川下資産（例：サトウキビ圧搾機）の所有または管理を行っていることが多いため、川上企業としてだけではなく、川下企業と見なされる可能性がある。

図1.1. 農業サプライチェーンの各ステージと関係する企業



注記： この図は単に参考用であり、包括的であることを目的としていない。

図1.2. 農業サプライチェーンの各ステージにおける人権（環境）侵害リスク



企業は、サプライチェーンにおける自らの状況に応じて、具体的なリスクに重点を置くことができる（図1.2）。例えば、川上企業は保有権に関連した高いリスクに直面するため、特に、保有権の保有者との誠実で効果的で意義のある協議に重点を置

くことが望ましい。

デュー・ディリジェンス

デュー・ディリジェンスは、企業が、業務の意思決定及びリスク管理システムの不可欠な部分として、その活動から生ずる実際の、及び潜在的な負の影響を特定、評価、軽減、防止するとともに、これら負の影響に対しどのように対処するかについて説明責任を果たすために実施すべきプロセスと理解されている¹⁴。デュー・ディリジェンスは、企業が原因の、または、企業に起因する負の影響と、取引関係を通じて事業、生産物またはサービスと直接リンクしている負の影響に関係している（詳細についてはコラム1.2を参照）。

コラム1.2. 負の影響への対処

企業は、OECD行動指針に従って、「企業自身の活動により、本行動指針の対象項目への負の影響の原因または起因となるのを避け、負の影響の発生時に負の影響に対処する」ことが望ましい。企業は、「企業が負の影響の一因となっていないが、負の影響が取引関係を通じて事業、生産物またはサービスと直接関連している場合、負の影響の防止または軽減に努めることが望ましい。これは、責任を、負の影響の原因企業から取引先の企業らに転嫁することを意図していない。例えば、金融機関は、過半数・支配株式の保有を通じ、投資先企業が引き起こした負の影響の一因になることがある。

ある企業の事業、生産物またはサービスと負の影響の間に因果関係がある場合、その企業は負の影響の「原因となる」。因果関係は、行動と不作為、言い換えると、行動しないことにより生じることがある。負の影響の「一因となる」は、多大な寄与があることと解釈すべきで、別の企業が負の影響の原因になることを引き起こす、促進する、または、奨励する活動を意味している。ある企業の活動と別の企業の活動が連携した結果、負の影響が生じる場合、その企業も負の影響の一因となりえる。「直接関連した」は幅広い概念であり、取引関係と関連がある負の影響に適用される。「取引関係」という用語には、取引先、サプライチェーン内の主体、及び、その事業、生産物またはサービスに直接関連したその他の非国家または国家主体が含まれる。本ガイドンスでは、企業が取引関係を有する主体を「取引先」と呼ぶ。

OECD行動指針は、「企業は、実行可能な場合、取引先（サプライヤーと下請け業者を含む）に対して、OECD行動指針に適合したRBC原則を適用するよう奨励することが望ましい」と強調している。さらに、「企業は、単独行動か他の主体との共同行動にかかわらず、適宜、その影響力¹を利用して、人権への負の影響の原因主体に影響を及ぼし、負の影響の防止または軽減を行うことが望ましい」と明記している。適切な行動を判定する因子には、「関係する主体に対する企業の影響力、企業にとってのその関係の重要度、及び、当該主体自体との関係を終わらせると人権に負の影響を与えるかどうか」が含まれている。

このため、企業は、その事業、生産物またはサービスに直接関連した主体に対する影響力を利用して、本ガイドンスの履行を支援することが期待されている。例えば、企業の取引先が、合法的な保有権を侵害している他の取引先から仕入れている、または、他の取引先と関連がある恐れがある場合、企業は是正処置について取引先と取り組み、何も是正処置が講じられない場合は、可能な範囲で、取引関係を終わらせることが望ましい。

1. 影響力は、企業が、危害の原因である主体の違反行為に変化をもたらす能力を持っている場合に存在すると考えられている。

出典： OECD行動指針 II.A.11～13、II.A. 第14項、及び、IV.43、OECD (2014)

企業によるリスク評価は、企業活動及び取引関係の事実に基づいた状況を特定し、国内法及び国際法と基準、国際組織のRBC勧告、政府の支援を受けた手段、民間自主活動及びそれらの内部方針及び制度に従って、適用可能な権利及び義務に対する事実を評価して行う。デュー・ディリジェンスは、企業及びその取引先が国際法及び国内法及びRBC基準の遵守を保証するのに役立つ。

デュー・ディリジェンスの性質及び範囲は、企業の規模、事業の背景及び用地、その生産物またはサービスの性質、実際の及び潜在的な負の影響の深刻度などの因子の影響を受ける¹⁵。中小企業、特に小自作農は、本ガイダンスで推奨されているデュー・ディリジェンスを実行する能力を持っていない可能性があるが、それらの能力を向上させ、将来、適切なデュー・ディリジェンスを実施可能にするために、それらの顧客のデュー・ディリジェンスの取組みに参加し続けるよう奨励されている。

OECD行動指針は、リスクベースのデュー・ディリジェンスの実行を推奨しているが、これは、デュー・ディリジェンスの性質及び範囲が負の影響のリスクの種別及びレベルに対応することが望ましいことを意味している¹⁶。実際の、及び潜在的な負の影響の深刻度により、必要なデュー・ディリジェンスの規模及び複雑さが決定される。リスクが高い領域は高度なデュー・ディリジェンスに従う必要がある。多数のサプライヤーと取引している企業は、負の影響のリスクが最も大きい一般領域を特定し、このリスク評価に基づいて、サプライヤーにデュー・ディリジェンスの優先順位を付けることを奨励されている¹⁷。リスクベースの手法は、企業が特定の状況に関与する、または、特定の取引先とかかわることを禁止するものではないが、高リスク状況で負の影響のリスクを効果的に管理する上で企業を支援することが望ましい。

セクション3で詳述したとおり、デュー・ディリジェンスの様々な要素は、下記の5段階の枠組み（コラム1.3）に組み入れることができる。

コラム1.3 デュー・ディリジェンスのための5段階の枠組み

- 第1段階： 責任あるサプライチェーンのための強力な企業管理システムの確立
- 第2段階： サプライチェーンにおけるリスクの特定、評価及び優先順位付け
- 第3段階： サプライチェーンで特定されたリスクに対応する戦略の策定及び実施
- 第4段階： サプライチェーン上のデュー・ディリジェンスの検証
- 第5段階： サプライチェーン上のデュー・ディリジェンスについての報告

出典：OECD (2013), *OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas* (紛争影響地域及び高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス) : *Second Edition*, OECD Publishing, Paris, <http://dx.doi.org/10.1787/9789264185050-en>

同一企業がサプライチェーンの各種段階を対象とすることができるため、企業の様々なセクターを横断的に適切に調整できれば、デュー・ディリジェンスの履行に役立つ。企業は、競争及びデータ機密性の問題点に十分配慮して、業界内の協働によりデュー・ディリジェンスを実行することができ、下記の行動により、そのプロセスは相互に強化し合い、コストを削減することを可能にする。

- 例えば、国際基準の遵守を支援・促進するために業界団体が設立・管理するイニシアチブによる業界全体の協力¹⁸
- 特定のデュー・ディリジェンス任務のための業界内での費用分担
- 同一のサプライヤーを共有している業界内企業間の調整
- 川上企業と川下企業などの、サプライチェーンの様々なセグメント間の協力

国際組織及び市民社会組織との連携も、デュー・ディリジェンスを支援することができる。業界主導型のプログラムは、企業だけでなく、市民社会組織、労働組合及び関連専門家も巻き込み、これらの関与者間でコンセンサスを築くことが可能な場合に、最も有望なものになる。ただし、企業は、そのデュー・ディリジェンスに対して個別責任を保持している。

構成

本ガイダンスの構成は、「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」から引き出したもので¹⁹、OECD行動指針を特定のセクターにどのように適用するかを、デュー・ディリジェンス措置とリスク軽減策を提案して明確化する。導入部であるセクション1に続く本ガイダンスの内容は、次のとおり。

- セクション2 — 責任ある農業サプライチェーンの既存の基準の内容を概説している企業方針モデル
- セクション3 — 農業サプライチェーンにおけるリスクベースのデュー・ディリジェンスの枠組み
- 附属書A — 既存の基準から引き出した、農業サプライチェーンにおけるリスク及びリスク軽減
- 附属書B — 先住民との協議・合意形成

2. 責任ある農業サプライチェーンのための企業方針モデル

この企業方針モデルは、企業が責任ある農業サプライチェーンを構築するために遵守すべき主要な基準を提供する。提供は、責任ある農業サプライチェーンについて、関連する国際基準の内容の一部を概説して行う²⁰。これらの基準の一部、例えば、人権及び労働者の権利や食品安全の基準は、すでに多くの国の法規に組み込まれている。

この企業方針モデルはそのまま、各企業が採用することができる。あるいは、関連箇所を、企業の社会的責任、持続可能性、リスク管理、または他の同等の選択肢に関する各企業の既存の方針に取り込み、その方針に合わせて調整することができる。「我々〜」を使用することは、責任ある農業サプライチェーンに対する当該企業のコミットメントを示している。企業は、その方針を策定する時に、該当する全ての国内法に適合し、その他の関連する国際基準を考慮に入れることを保証することが望ましい。責任ある農業サプライチェーンのための方針の採用は、セクション3で概説されているリスクベースのデュー・ディリジェンス枠組みの第1段階である。

我々は、農業サプライチェーンにおいて生じる重大な負の影響を認識するとともに、人権を尊重する我々の責任、持続可能な開発への貢献、そして特に、貧困削減、食料安全保障及び栄養、男女平等を認識した上で、責任ある農業サプライチェーンのための下記の方針を採用、履行、周知し、取引先との契約及び協定に組み込むことをコミットする。我々は、実行可能な場合、取引先がこの方針を適用するよう奨励し、取引先が負の影響の原因または一因になる場合、我々の影響力を利用して、負の影響の防止または軽減を実行していく。

1. 横断的RBC基準

影響評価

我々は、負の影響の回避、または、不可避の場合は、負の影響の軽減を目的として、我々の事業、商品及びサービスによる実際の、及び潜在的影響に対して、継続的に評価・対処していく。影響評価には、全ての関連するステークホルダーの代表の参加が望ましい²¹。

情報開示

我々は、予測可能なリスク因子と、環境、社会及び人権への特定の影響に対する我々の対応に関連する時宜にかなった正確な情報を、投資循環の全ての段階で、潜在的に影響を受けるコミュニティに開示する²²。我々は、消費者が十分な情報に基づいた判断をできるようにするのに十分な、正確で検証可能で明確な情報も提供する²³。

協議

我々は、コミュニティに影響を及ぼす可能性がある事業に着手する前に、コミュニティの代表機関を通じ、コミュニティと誠実で効果的かつ意義のある協議を開催する。我々は、事業実施中はもちろん事業終了時までコミュニティとの協議を継続して開催する。我々は、男女が直面するリスクの違いについても留意する²⁴。

我々は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の目標達成に資するとともに各国の特別な立場及び理解を考慮しつつ、先住民の自由意思にもとづく、事前の、情報を十分に提供された上での合意²⁵を得るため、先住民の代表機関を通じて、先住民と誠実で効果的かつ意義のある協議を行う²⁶。

利益配分

我々は、例えば食料・農業のため遺伝資源を利用する場合のように、事業を行う国が各種条約の締約国であり当該国際条約が適用可能な場合、当該国際条約に従い、影響を受けるコミュニティとの間における相互の合意に基づく金銭的及び非金銭的利益の公正かつ公平な配分を促進する等により、その事業が持続可能で包摂的な農村開発に寄与することを保証する²⁸。

苦情処理の仕組み

我々は、事業の影響を受ける可能性のある者との協議を通じ、合法的で利用可能かつ予測可能な、公平で透明性のある事業レベルの苦情処理の仕組みを提供する。我々は、他の司法外の苦情処理の仕組みにも協力する。こうした苦情処理の仕組みは、我々の事業が、RBC基準の非遵守のために負の影響の原因または一因となる場合に、是正措置の実施を可能にする²⁹。

ジェンダー

我々は、女性差別を廃絶し、女性の意思決定プロセス及び指導的役割への意義ある参加を推進するとともに、女性の職能開発及び能力向上を確実なものにし、天然資源、投入材、生産手段、普及・金融サービス、訓練、市場及び情報に対する女性の平等なアクセス及び管理促進に寄与する³⁰。

2. 人権

国際的に認められた人権の枠組み³¹、我々が事業を行う国々の人権保護に係る国際的義務、当該国における関連する国内法及び規則の範囲内で、我々は下記のことを行う。

- 人権³²を尊重する。すなわち、他人の人権を侵害せず、我々の事業に起因する人権への負の影響に対処する。
- 我々自身の活動において、人権への負の影響の原因または一因とならないようにし、負の影響が生じた場合はそれに対処する³³。
- 取引関係による我々の事業、製品またはサービスに直接関連する人権への負の影響について、我々が当該負の影響に貢献していない場合にあっても、これを防止・軽減する方法を追求する³⁴。
- 事業規模、性質及び事業環境人権に及ぼす負の影響リスクの深刻度に応じ、適宜人権デュー・ディリジェンスを実行する³⁵。

- 我々が人権への負の影響の原因または一因であったことを確認した場合、人権への負の影響の是正措置をとり、或いは、法的プロセスを通じその是正に協力する³⁶。
- 我々の事業活動においては、人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治的意見、出身国または社会的帰属、財産、出生等、あらゆる種類の違いに関わりなく、全ての人々の人権が尊重されることを保証する³⁷。

3. 労働者の権利

我々は、その事業活動において中核的国際労働基準を尊重する。すなわち、移民労働者も対象とする結社の自由及び団体交渉権、あらゆる形態の強制労働または義務労働の排除、児童労働の実効的撲滅、雇用及び職業に関する差別の撤廃に関する基準を尊重する³⁸。

我々は、その事業活動において下記のことも実施する。

- 労働安全衛生を保証する。
- 労働者及びその家族の基本的ニーズを満たすのに少なくとも十分なものである適正な賃金、手当及び労働条件を保証し、労働条件の改善に努める³⁹。
- 雇用の保障を促進し、解雇された労働者に何らかの形態の所得保障を付与する政府の制度に協力する⁴⁰。
- 移住労働者の酷使の防止に努める⁴¹。
- 意思決定及び指導的役割への女性の意義のある参加を推進する手法、措置及びプロセスを採用する⁴²。

我々は、下記の行動により働く権利の実現に寄与する⁴³。

- 直接的にも間接的にも雇用機会の拡大に努める⁴⁴。
- 若者の生産性向上及び若者の適正な雇用及び起業機会へのアクセス拡大等を通じ、企業のニーズと受入国の開発方針を満たすため、あらゆるレベルの従業員に適切なトレーニングを提供することを保証する⁴⁵。
- 就労中の妊婦保護を保証する⁴⁶。

4. 安全衛生

我々は下記の方法により、公衆衛生⁴⁷を促進していく。

- 食品安全に関する適正規範の準拠等により、我々の事業による人命、健康及び福祉への脅威と、我々の商品及びサービスの消費、使用または処分から派生する脅威を防ぐ適切な対策を採用する⁴⁸。
- 我々の事業のライフサイクル中に、影響を受けるコミュニティの健康及び安全の保護に寄与する⁴⁹。

5. 食料安全保障及び栄養

我々は、事業が食料安全保障及び栄養改善に確実に寄与するよう努める。我々は、安全で栄養のある多様な食料の供給可能性、入手可能性、安定性及び摂取の向上に留意する⁵⁰。

6. 天然資源の保有及びアクセス権

我々は、我々の事業の影響を受ける可能性がある天然資源に対する正当な保有権の保有者⁵¹及びその権利（公権、私権、共用権、集合的権利、固有の権利及び慣習的権利を含む）を尊重する。天然資源には、土地、漁業、森林及び水が含まれる。

我々は、可能な最大限の範囲で、プライバシーの制約に十分配慮しつつ、リース／利権設定契約条件の透明性を含む、土地ベースの投資に関する透明性及び情報開示についてコミットする⁵²。

我々は、正当な保有権保有者の物理的及び経済的立ち退きを回避し、回避できない場合でもこれを最小限に抑えるため、環境上、社会上及び財務上の費用と便益との均衡を取りながら、貧困層及び脆弱層への負の影響に特に留意しつつ、実行可能な代替プロジェクト設計を優先する。

我々は、各国が、国内法及び立法に従い、国内情勢に応じて、問題となっている権利が公共目的に必要な場合にのみ収用し、迅速、十分かつ効果的な補償の実行を保証すべきことを認識している⁵³。

正当な保有権の保有者が負の影響を受ける場合、我々の事業による悪影響を受けている保有者の保有権の迅速、十分かつ効果的な補償を保有者が受領することを保証するよう努める⁵⁴。

7. 動物福祉

我々は、我々の事業において、以下の行動を通じ動物福祉を支援する⁵⁵。

- 動物福祉の「5つの自由」、すなわち、「飢え・渇きからの自由」、「不快からの自由」、「痛み・負傷・病気からの自由」、「恐怖・抑圧からの自由」及び「本来の行動がとれる自由」を確実に履行するよう努める⁵⁶。
- 畜産物生産に係る我々の事業において、OIEの原則に従った、または、その原則を上回る水準の管理を行う⁵⁷。

8. 環境保護と天然資源の持続可能な利用

我々は、責任ある政府機関及び、必要に応じ、第三者との連携を通じ、我々の事業の特徴や規模及び潜在的な環境及び社会へのリスク及び影響のレベルに相応した環境及び社会管理システムを確立・維持管理していく⁵⁸。

我々は、以下の行動を通じ、環境パフォーマンスを継続的に向上させる。

- 汚染と、大気、土地、土壌、水、森林及び生物多様性への悪影響の防止、最小化及び改善と、温室効果ガス排出量の削減
- 有害及び非有害廃棄物の発生の回避または削減、有害物質の代替または使用量削減⁵⁹、及び、廃棄物の生産的使用又は安全な処分の保証強化
- 天然資源の持続可能な利用の保証と、資源及びエネルギー利用効率の向上⁶⁰
- 食品ロス及び食品廃棄物の削減とリサイクルの推進
- 適正農業規範の推進（土壌肥沃度の維持または向上と土壌侵食の回避を含む）
- 生物多様性、遺伝資源及び生態系サービスの保護及び保全、保護地区⁶¹、保全価

値が高い地区及び絶滅危惧種の尊重、侵入外来種の分布拡大の抑制及び最小化

- 気候変動適応策を通じた、気候変動の影響を受ける農業・フードシステム及びこれを支える生態系の強靱性向上⁶²

9. ガバナンス

我々は、あらゆる形態の汚職及び詐欺行為を防止・根絶する⁶³。

我々は、事業を行う国々の税法の字句及び精神を遵守する⁶⁴。

我々は、競合企業間の競争制限的な取決めの締結または取決めの履行をやめ、競争調査機関に協力する⁶⁵。

我々は、OECDコーポレート・ガバナンスの原則に関する理事会勧告に規定されている原則が適用される範囲で、その原則に沿って行動する⁶⁶。

10. 技術及びイノベーション

我々は、適切な技術、特に環境に優しく、直接・間接の雇用を生み出す技術の開発及び普及に貢献する⁶⁷。

3. 農業サプライチェーンにおけるリスクベースのデュー・ディリジェンスのための5段階の枠組み

企業は、農業サプライチェーンにおけるリスクベースのデュー・ディリジェンスに着手するために、次の5段階の枠組みを履行することが望ましい： (i) 責任ある農業サプライチェーンのための強力な企業経営システムの確立、(ii) サプライチェーンにおけるリスクの特定、評価及び優先順位付け、(iii) 特定されたリスクに対応する戦略の策定及び実施、(iv) サプライチェーン上のデュー・ディリジェンスの検証、(v) サプライチェーン上のデュー・ディリジェンスについての報告。第1段階には、本ガイダンスのセクション2の企業方針モデルから引き出せるRBCのための企業方針の採用が含まれる。全ての企業がデュー・ディリジェンスを実行すべきであるが、この5段階の枠組みの実施は、企業規模及び生産量、サプライチェーンにおける企業の立場及び関与形態、事業状況と場所に合わせて調整することが望ましい。このセクションでは可能な範囲で、各段階での各種企業（川上、川下及び資金提供企業）の責任を差別化している。

第1段階 責任ある農業サプライチェーンのための強力な企業経営システムの確立

1.1 サプライチェーンにおけるRBCのための企業方針（以下、「RBCのための企業方針」という）を採用する、または、既存のプロセスに取り入れる

この方針は、国際基準及び上記の企業方針モデルから引き出された、デュー・ディリジェンス履行の基準を取り入れることが望ましい。この方針は、単一の方針またはいくつかの単独型の方針（例：人権に関する企業方針）からなることがあり、認証スキームなどの既存の産業固有の基準を遵守するコミットメントを含める場合がある⁶⁸。長期型方針が使用できる場合、ギャップ分析は、セクション2の企業方針モデルと比較してギャップを特定することができ、それに応じて、既存の方針を更新することが可能である。

RBCのための企業方針は、下記の事項を履行することが望ましい。

- 企業の最高上級管理職レベルで承認を受けること。その履行は上級管理職の責任とすること。
- 関連する内部及び外部の専門的見解、及び、必要に応じて、ステークホルダー協議により特徴付けを行うこと。
- 企業の事業、生産物またはサービスに直接関連した従業員、取引先及び当事者のRBCについて、企業の期待を規定すること。
- 一般に公開し、全ての従業員、取引先及び他の当該当事者に伝達すること。

- 企業全体にそれを取り込むために必要な運営上の方針及び手続きに反映させること⁶⁹。
- サプライチェーン及び国際基準のリスクに関する知識を増やす観点から、定期的にレビュー及び改定を行うこと。

サプライチェーン上の生産や加工段階における土地保有権及び動物福祉に対するリスクなど、サプライチェーンの特定の段階で、負の影響を与えるリスクが発生する可能性があるため、RBCのための企業方針は、サプライチェーン全体にわたり生じるリスクを対象とすることが望ましい。

1.2 サプライチェーン上のデュー・ディリジェンスを支援する内部管理の構築

上級管理者は、RBCのための企業方針のコンプライアンス（法令遵守）の履行及び確保に、目に見える形で積極的に関与することが望ましい。従業員及び取引先には、コンプライアンスを遵守するためのトレーニング及び動機を与えることが望ましい。これらに関連する技術的・文化的技能を保有する個人を、必要なサポートチームと共にデュー・ディリジェンスの担当にすることが望ましい。十分な財源を確保することが望ましい。社内報告体制を設置・維持し、社内の主要部門間で意思疎通が図られるようにすべき。RBCの措置は、企業の事業全体で一貫していなければならない。これらの措置は、財務能力を考慮に入れつつ、企業の目的、活動、生産物及び規模に合わせて調整することが望ましい。

1.3 サプライチェーンにおける統制及び透明性の体系の確立

RBCのための企業方針の実施をモニタリングすることは、その方針の信頼性及び有効性にとって、また、政府を含むステークホルダーとの良好な関係にとって不可欠である。それには下記のことが必要になる。

- 方針コンプライアンス（法令遵守）について、定期的に独立した透明性のある審査を実施するための社内検証手順を作成すること。こうした手順はトレーサビリティシステム⁷⁰からなることがある。その内容は、デュー・ディリジェンス・プロセス、調査結果及びそれにより生じる決定の内部資料の作成、サプライチェーンにおける行動主体を特定するために遡及的に使用することができる内部在庫及び取引の書類の維持管理、公認銀行を通じた支払い及び受取と全ての現金購買を検証可能な書類で裏付ける保証、収集した情報の数年間の維持管理。川上企業は、例えば、生産物流管理により、物質収支または物理的分離のトレーサビリティ⁷¹を確立することが望ましく、一方、川下企業は、その川上サプライヤーと、川上の二次サプライヤーの調達国を特定することが望ましい。川上企業から川下企業へ伝達されるデュー・ディリジェンス情報は、透明性を高め、トレーサビリティを促進することができる。
- 連続した情報の流れを作るための最良の手段として、恒久的な取引関係を確立すること。様々なステークホルダーとの情報伝達路は、方針及び関連基準から逸脱がありそうな場合に警報を出すことができる。定期監査と環境、社会及び人権影響評価（ESHRIA）⁷²の実施及び追跡調査は、コンプライアンス（法令遵守）評価にも役立つが、上記の情報の流れの代用にはならない。

1.4 取引先とのエンゲージメントの強化

RBCのための企業方針から引き出されたRBCの方針は、取引先との契約・協定に取り入れることが望ましい。その方針は取引先の能力に合わせて調整する必要がある。

る。取引先との長期間の関係は、影響力を強くし、当該方針の採用を奨励し、透明性を高めることができる。取引先と協力して、かつ、地方及び中央政府、国際組織及び市民社会を巻き込んで策定された履行計画は、特に能力開発トレーニングを実施することにより、コンプライアンス（法令遵守）も向上させることができる。例えば、企業は、コスト増となりうる厳しい要件を満たす上で困難を伴う可能性がある小規模農家の能力を造成することができる。

1.5 関連ステークホルダーとの協議及び協力における事業レベルの苦情処理の仕組みの確立

苦情処理の仕組み⁷³は、企業が関連する基準からの逸脱することに対して、警報を出し、関連するステークホルダーとのコミュニケーションの強化を可能にするなど、企業がリスクを特定する際に役立つ。その仕組みは、プロジェクト、企業または業界のレベルで確立することができる。その仕組みは、早期警戒のリスク認識システムとして、また、対立を防ぎ、救済をする仕組みとして使用することが望ましい。例えば、既存の労使関係制度及び労働協約により確立された苦情処理の仕組みは、労働者の権利を尊重するための効果的で有望な仕組みになりえる。

苦情処理の仕組みは、労働者と企業がRBC基準を維持できない場合に起因する負の影響により、実際にまたは潜在的に影響を受ける全ての人々が、容易に利用できるものにする必要がある。企業は、それらの存在と利用手順を公開するとともに、それらの利用を積極的に奨励し、利用者が匿名で報復を受けないことを保証しつつ、それらの有効性を定期的に検証することが望ましい。企業は、受け付けた苦情を公簿に記録する必要があり、苦情処理の仕組みから得た教訓は、RBCのための企業方針、取引先との関係及び監視システムに取り込むことが望ましい。

苦情処理の仕組みは、司法的仕組みと、企業も従事すべき、NCPなどのその他の非司法的仕組みを補完することが望ましい。

第2段階 サプライチェーンにおけるリスクの特定、評価及び優先順序付け

2.1 サプライチェーンのマッピング

このマッピングは、関連する場合、直接サプライヤー及び取引先の名称と事業の現場を含む、様々な行動主体を特定する必要がある。例えば、川上企業から次に挙げる詳細情報を要求することができる：生産者単位の名称、所在地及び現場の識別情報、現場管理者の詳細な連絡先、生産の分類、量、日付及び方法、男女別の労働者数、リスク管理手法の一覧、輸送ルート、及び、実施済みのリスク評価。

企業、特に、農業生産とは異なる層に位置する金融企業及び消費者向け企業は、サプライヤー及び取引先を全てマッピングできない場合がある。しかし、それらの企業は、ビジネス上の関係先の全体像を捉えるように、系統的に取り組むことが望ましい。取引先に関して収集される情報の範囲は、リスクの深刻度と、特定のリスクに取引先が関連している密接度によって異なる。

2.2 ライフサイクル全体にわたる企業及びその取引先の事業、プロセス、商品やサービスによる環境、社会及び人権への負の影響⁴のリスクの評価

そうした評価では、企業が原因、一因となる、あるいは、ビジネス上関係のある企業の事業、生産物またはサービスに直接関連したサプライチェーンにおける実際及び潜在的な負の影響の範囲全体を特定することが望ましい。それらは環境、社会及

び人権への影響を対象とする必要がある。それらは国内法により義務化及び規制されることがある。それらの適用範囲及び頻度は、リスクの深刻度とリスク管理上の取引先のパフォーマンスを反映することが望ましい。それらは、情報開示の目的だけではなく、特定のリスクへの対処、サプライヤーとの対話の強化、及び、サプライヤーのパフォーマンスの向上のために、より実際的で将来を見据えた方法でも使用することができる。

附属書A（セクション1.3）は、既存の基準を利用し、これらの評価にどの段階及び影響を含めるべきかの詳細を示している。また、これらの評価は下記の事項を特定することが望ましい⁷⁵。

- 事業による影響を継続的に受ける可能性が高い、関連する権利保有者及びステークホルダー、特に女性⁷⁶
- 適切なデュー・ディリジェンスを実施しない恐れがある取引先
- コラム3.1で解説する「危険信号」。こうした状況では、高度なデュー・ディリジェンスが必要になる場合があり、危険信号が出る場所、生産物または取引先について質的状況が現場検証される。
- 事業の実際の状況とRBCのための企業方針の間の妥当な不一致

数種類の評価が危険信号の特定に役立つ。状況リスク評価は、規制枠組み、政治的背景、市民的自由及び社会経済的環境を評価することにより、調達地域及び国を、特定のリスク領域の低、中または高リスクに分類する。現場レベルでのリスク評価の目的は、取引先の事業の事実的状況を理解して、現場レベルでのリスクの適用範囲、深刻度及び発生可能性を評価することである。それらは、新しい取引先の事前資格審査プロセスの基礎となる。標準的リスク評価は、低リスク状況で事業を行っている取引先に適用することが望ましい。高度なリスク評価は、中及び高リスク状況で事業を行っている全ての取引先に適用することが望ましい。評価には、ステークホルダー協議の実施、市民社会組織などの第三者による監視、農場及び、または加工施設の視察の計画などが含まれる。

リスク評価は、状況の変化を考慮に入れて、リスクを長期にわたって正確に把握するための継続的プロセスである必要がある。次の状況は新しいリスク評価の誘因となりうる： 新市場からの調達、取引先の経営環境の変化（例：統治体制の変更）、サプライヤーが中または高リスク領域からの調達を開始する、新たなビジネス上の関係の開始、取引先の所有権の変更、新規生産物の開発、または、ビジネスモデルの変更。

コラム3.1. 高度なデュー・ディリジェンスが必要となる状況の例：危険信号

- **危険信号となる場所 — 事業が計画されている、または、農産物の産地である下記の地域：**
 - － 紛争影響地域、または、高リスク領域と見なされている地域¹
 - － ガバナンス脆弱地域と見なされている地域²
 - － 中央または地方政府が、国際合意されたRBC基準を遵守しない地域、あるいは、中央または地方政府が、企業に対して、地域コミュニティが合法的な保有権を持ちながら協議されていない農地や保護地域にある農地を提案するなど、基準の遵守を保証した支援を実施していない地域。
 - － 人権または労働者の権利への侵害が報告されている地域
 - － 保有権の定義が弱い、または、保有権の争いがある地域
 - － コミュニティが食料不安、または、水不足に直面している地域
 - － 環境悪化の影響を受けている地域、または、保護地域として定義されている地域
 - **危険信号となる生産物**
 - － 農産物の生産が、特定の状況において、環境、社会及び人権に負の影響を及ぼすことが知られている。
 - － 農業食品が衛生・食品安全基準に適合していない。
 - **危険信号となるビジネス上の関係先**
 - － ビジネス上の関係先が、本ガイダンスに規定されている基準を遵守していなかったことがわかっている。
 - － ビジネス上の関係先が、過去12か月間、危険信号が出る場所から農産物を調達していたことがわかっている。
 - － ビジネス上の関係先が、本ガイダンスに規定されている基準を遵守していない企業、あるいは、危険信号となる場所から農産物を供給している、または、その場所で事業を行っている企業で、株主または他の利権を保有している。
1. 紛争影響地域及び高リスク領域は、武力紛争、広範囲にわたる暴力、または、人々に危害が及ぶ他のリスクの存在により特定される。武力紛争は、国際的または非国際的な性質を持つ紛争など、様々な形態をとる場合があり、2か国以上が関与する場合や、解放戦争、反乱、内乱などの場合がある。高リスク領域には、政情不安または弾圧、制度上の欠点、無保障、公共インフラの崩壊、広範囲にわたる暴力がある地域が含まれる場合がある。こうした地域は、広範囲にわたる人権侵害と国内法及び国際法の侵害を特徴とすることが多い (OECD, 2013)。
 2. これには、世界銀行の「世界ガバナンス指標」またはトランスペアレンシー・インターナショナルの「汚職認識指数」に従って、低いパフォーマンスを示す地域が含まれる可能性がある。また、「汚職の防止に関する国際連合条約」の規定の履行を約束していない、または履行していない国も含まれることがある。

リスク評価は**企業の種別**によって異なる。

- 川上企業は、農業生産の質的状況に関する検証可能で信頼できる最新の情報を作成・共有するための現場評価チームを設けることができる。これらの企業は、現地コミュニティとの誠実で効果的かつ意義のある協議を開催することを含め、合法的な土地保有権の保有者を確実に尊重する必要がある。川上企業が、家畜生産に関与している場合は、自らの事業において動物福祉を支援することが望ましい。これらの企業は、リスク評価の結果を川下企業に提供する必要がある。
- 川下企業は、自らの事業のリスクを特定するだけでなく、最善を尽くして、サプライヤーが直面するリスクも評価する必要がある。川下企業は、サプライヤーが実施したデュー・ディリジェンスを評価することにより、あるいは、例えば、農場視察を通じてサプライヤーの事業を直接評価することにより、後者のリスクを評価することができる。RBC基準へのビジネス上の関係先のコンプライアンス（法令遵守）を評価し、関連情報を提供するセクター横断的なスキームに参加することで、これらの評価を支援することができる。
- 資金提供企業は、数百人から数千人の依頼人を抱えている場合があり、その場合依頼人ごとにリスク評価を実施することは、現実的ではない。全ての企業は、OECD行動指針に従って、負の影響のリスクが最も大きいおおよその地域を特定し、それに応じてデュー・ディリジェンスの優先順位をつけることが望まれる。金融機関のデュー・ディリジェンスの責任の適切な範囲は、その事業、生産物及びサービスの性質によって異なる⁷⁷。

第3段階 特定されたリスクに対応する戦略の策定及び実施

3.1 指名された上級管理者へのリスク評価の調査結果の報告

3.2 リスク管理計画の採用

この計画には、附属書Aで提案されているリスク軽減・防止策を含めることができる。企業が負の影響に関連している密接度に応じて、様々なシナリオを提案することが可能（詳細についてはコラム1.2を参照）。

- 企業が負の影響を引き起こしている場合、実際の負の影響に対する救済策を提供し⁷⁸、潜在的な負の影響を防止する必要がある。このとき、将来の負の影響を防止するための計測可能な対策を練っている間、一時的に事業を停止するか、あるいは、負の影響を軽減できない場合、事業を永久的に停止する必要がある。
- 企業が負の影響の一部に貢献している場合、負の影響への貢献を中止し、その影響力を利用して、残りの負の影響を軽減する必要がある。このとき、事業を一時的に停止する必要があるが生じることがある。また、企業は、これらの負の影響が再発しないよう、予防措置を講じる必要がある。
- 企業が負の影響に貢献していない場合でも、その影響がビジネス上の関係によって企業の事業、生産物またはサービスに直接関連している場合は、企業は、その影響力を利用して、負の影響を軽減または防止する必要がある。リスク軽減の試みが失敗した場合、あるいは、リスク軽減が実行可能でないか、容認できないと見なされた場合、ビジネス上の関係先との関係が失われる可能性がある。妥当な対応の判定に関連する要素には次のものがある： 負の影響の深刻度及び蓋然性、ビジネス上の関係先または他の関連する行動主体（例：政府）に対しての影響力、及び、または、レバレッジ構築の能力、及び、企業にとってのビジネス上の関係

先の重要度。

あらゆる種類の企業は、負の影響の直接的原因または一因、または、負の影響に直接関連している可能性がある。次の例は、実際の可能性を示している。

- **原因となる：** 川上、川下及び資金提供企業という3種類の企業が、負の影響の直接の原因になりえる。ただし、土地保有権及び動物福祉への影響などの一部の負の影響では、川上企業だけが直接的原因となり、川下企業による寄与の程度は小さいことがある。リスク評価において、川上企業が合法的権利保有者の土地保有権を侵害していることが判明した場合、そうした影響に対する救済、例えば、合法的権利保有者への土地の返還や公平かつ迅速な補償の支払いを行うことが望ましい。
- **一因となる：** 大規模な食品小売業者が、イチゴなどの季節的及び生鮮農産物について、厳しい納入スケジュールを要求する場合、そのサプライヤーはその要求を満たすために労働力を急増させるため、出稼ぎ労働の酷使につながる恐れがある。このため、食品小売業者は、例えば、サプライヤーへの圧力を下げること、または、サプライヤーの資金繰り上の制約を考慮して購入価格を上げることで、負の影響に加担しないようにすることが望ましい。
- **直接関連した：** 年金基金は、投資信託への投資を通じ、バナラの収穫など、最も労働集約的な作業を児童労働に依存している農場に対して、投資することができる。このため、年金基金は人権への負の影響に直接関連している。児童労働に対して農場レベルで対処されていない場合、年金基金は、例えば、投資信託への投資を引き上げる意向を表明して、負の影響を防止または軽減するため、年金基金の影響力を利用することが望ましい。

3.3 リスク管理計画の実施、リスク軽減取組みのパフォーマンスのモニタリング及び追跡、及び、指名された上級管理者への報告

懸念事項を明確にし、リスク軽減策について合意するために、影響を受ける労働者及びその代表を含むステークホルダー及び取引先との協議が必要となる。

第4段階 サプライチェーン上のデュー・デリジェンスの検証

企業は、そのデュー・デリジェンスの履行が効果的であること、すなわち、リスクの特定及び軽減または防止が妥当であることを検証する措置を講じることが望ましい。そのシナリオは次の2つである。

1. リスクの軽減または防止が実施済みの場合、企業は、リスクに応じた継続的デュー・デリジェンスを履行することが望ましい。
2. リスクの軽減または防止が未実施の場合、検証プロセスにより、効果的なリスク軽減戦略の欠如、リスク軽減のための不十分なタイミング、資源または意志の欠如など、その状況になった原因を特定することが望ましい。この場合、新たにリスク評価を実施することが望ましい。

検証プロセスでは下記のとおりであることが望ましい。

- 女性の意見を十分に反映したものにすること。
- リスクに対応したものであること。
- デュー・デリジェンスの履行を改善するための勧告を生み出すこと。

- 検証プロセスは費用がかかるため、各種の企業の能力を考慮に入れること。デュー・デリジェンスは、現地主導型のソーシャル・コンプライアンス（法令遵守）・イニシアチブなど、小企業向けの手頃な価格の仕組みにより評価することができる⁷⁹。

検証プロセスには、監査、現地調査、政府当局、市民社会、影響を受けるコミュニティの構成員及び地域・国・世界レベルの労働者団体との協議が含まれることがある。監査の独立性及び良質性は監査の有効性に不可欠である⁸⁰。監査員は、独立性と適格性を有し、説明責任を負う者であることが望ましい。企業は、監査員の認定に対して責任を持つ、独立し、制度化された仕組みへの監査の組み入れ、監査の検証、監査報告書の発行、デュー・デリジェンスを履行するサプライヤーの能力を増強するモジュールの実装、利害関係者の苦情に関する追跡調査の支援について検討することができる。

共通基準に基づいた相補的で相互に補強し合う検証プロセスが、サプライチェーンの適切なポイントで実施されると、評価による疲労の回避及び効率向上に役立つことがある⁸¹。例えば、監査員は、他の独立した第三者が実施した監査の結果を正当と認めることができる。企業は、「チョーク・ポイント」、すなわち、評価を受けているサプライチェーン内の全ての企業とは対照的に、狭い範囲のステークホルダーがサプライチェーンで事業を行っているポイントに焦点を絞りたい場合があるとす。その場合、企業は、下記の事項を考慮に入れると、チョーク・ポイントを特定することができる。

- i) 加工や包装など、サプライチェーンで原材料の変形がある重要なポイント
- ii) サプライチェーンの所定のポイントにおける行動主体の数。監査は、比較的少数の行動主体が活動するサプライチェーン、または、大半の農業食品が集積されるサプライチェーンのポイントに焦点を絞ることができる。
- iii) 川下企業の影響力が最大のポイント
- iv) これらのシステムを活用し、重複を避けるためのスキーム及び監査プログラムがすでに存在しているポイント

例えば、エチオピアのコーヒーのサプライチェーンでチョーク・ポイントになりうるのは、エチオピア商品取引所であろう。ここでは、少数の取引業者が多数の小規模生産者（上記の事例ii）で生産されたコーヒーを販売している。より細分化されたコーヒーのサプライチェーンでは、チョーク・ポイントは、加工工場、卸売業者または輸出業者になると予想される。これらのチョーク・ポイントに焦点を絞ることは、サプライチェーン全体で実施される完全なデュー・デリジェンスに代わるものではない。

第5段階 サプライチェーン上のデュー・デリジェンスについての報告

企業は、企業の秘密保持及び他の競争上の懸念事項に十分配慮し、サプライチェーン上のデュー・デリジェンスの方針及び実施に関する報告書を公開することが望ましい。企業は、影響を受けるステークホルダー及び取引先に対して、継続的な影響評価により特定された実際の、及び潜在的な負の影響と、それらの軽減または防止のために講じられた措置及び対策に関する明確で正確かつ時宜にかなった情報を提供することが望ましい。報告書には、企業経営システムに関する情報と、デュー・デリジェンスの実施についての検証報告も記載することができる。報告書は、発行後に、全ての関連ステークホルダーが利用できるようにする必要がある。

コミュニケーションは、公的かつ正式な報告書以外にも、影響を受けるステークホルダーとの対面式会議、オンライン対話及び協議を含む様々な形態をとることができる。コミュニケーションは、その形態、頻度、利用可能性、さらに、提供される情報の妥当性に関して、影響及び参加者を適切なものにする必要がある。

注記

1. 国連食糧農業機関 (FAO) の規約では、農業の定義に漁業と林業を含めているが、本ガイダンスでは主に農作物と家畜に焦点を当てている。
2. 責任ある企業行動 (RBC) とは、企業が次のことを実行することである：a) 持続可能な発展の実現を目的として、経済的、環境的及び社会的進歩に前向きな寄与をする。b) 企業自身の活動による負の影響に対し回避及び対処を行い、取引関係による企業の事業、生産物またはサービスに直接関連した負の影響の防止または軽減を行う。
3. 本ガイダンスの全体で、「基準」は、条約、宣言、原則及び指針を含む各種の文書に記載されている勧告事項を指す。
4. 世界経済フォーラムの2015年版報告書「*Beyond supply chains - Empowering responsible value chains* (サプライチェーンを越えて — 責任あるバリューチェーンの強化)」で強調されているとおり、市場ダイナミクスの変化により持続可能性への取組みの重要性が高まっているため、RBC基準の遵守は企業に利益をもたらすことが可能となる。顧客は以前より、持続可能性に敏感になっている。特に若い消費者は、持続可能な生産物及び規範を求めており、それらへの支出が増えている。天然資源の供給不足の増大及び商品価格の上昇により、資源効率及び廃棄物削減は、企業が収益を維持するための決定的な要素になっている。規制環境と非政府組織は透明性の向上を強く求めており、不履行により損害を招き、市場から反発を受けることがある。
5. 「ビジネス上の関係」の定義については、以下のデュー・デリジェンスの定義を参照。
6. より詳細な説明については、「対象とする使用者」のセクションを参照。
7. 補足資料は右記サイトから入手可能：<http://mneguidelines.oecd.org/rbc-agriculture-supply-chains.htm> 及び www.fao.org/economic/est/issues/investment/en
8. 本ガイダンスの作成における同諮問グループの構成及び役割に関する詳細については、サブセクション「プロセス」を参照。
9. 補足情報は右記サイトから入手可能：<http://mneguidelines.oecd.org/rbc-agriculture-supply-chains.htm>
10. OECD行動指針では、多国籍企業 (MNE) の正確な定義を示していないが、MNEは通常、2か国以上で設立された会社または他の主体からなると記している (OECD行動指針 I.4)。CFS-RAI原則は「農場経営者を含む企業」を対象としている (第50項～52項)。
11. マルチ・ステークホルダーの諮問グループの目的、任務及び組織構造を定義している付託条項は、2013年6月のOECD責任ある企業行動に関する作業部会及び2013年7月のOECD農業政策及び市場に関する作業部会により承認された。
12. 具体例については次を参照： ボツワナ農業食品バリューチェーンプロジェクト：2013年のFAOによる牛肉のバリューチェーン分析。2011年のミシガン州立大学によるケニアのトウモロコシの流通機構の農場から消費者までのバリューチェーン分析。2010年のGIZによるガーナのカシューナッツセクターのバリューチェーン分析。ルワンダの精油のバリューチェーン：2012年のUNIDOによる診断。
13. 契約農業は、買い手と生産者の間の合意に基づいて実施される生産を伴う。これ

は、様々な契約を扱っており、契約者の種別、生産物の種別、農場主と投資家の間の連携の強さ、及び関与するステークホルダーの数で異なる。詳細情報については、www.fao.org/ag/ags/contract-farming/faq/en/#c100440を参照。

14. 詳細については、「紛争影響地域及び高リスク領域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのOECDデュー・デリジェンス・ガイダンス (2011年)」を参照。
15. OECD行動指針 II.15からの引き出し。
16. OECD行動指針 II.A.10。
17. OECD行動指針 II.16。
18. こうしたプログラムには、特に次のものが含まれている： パーム油の生産者、加工業者または取引業者、さらに、パーム油のサプライチェーンに関与している製造業者、小売業者、銀行及び投資家を認定する持続可能なパーム油生産の原則及び基準。バイオ燃料事業者を認定する、持続可能なバイオ燃料に関する円卓会議の基準。大豆生産者及び大豆生産者の集団を認定する、責任ある大豆生産の原則及び基準。サトウキビ生産者向けのBetter Sugar Cane Initiative (Bonsucro) 基準。機関資産所有者及び管理者向けの「農地への責任ある投資の原則」。Sedexなどの監視基盤も、サプライヤーのパフォーマンスの監視に役立ちうる。
19. 「紛争影響地域及び高リスク領域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デリジェンス・ガイダンスに関するOECD勧告」は、2011年5月25日の閣僚理事会にて採択され、その後、金 (gold) に関する補遺への言及を追加する形で、2012年7月17日に改正された。
20. 企業方針モデルは、既存の基準の代用を目的としていない。企業は、これらの基準の各々を直接参照してから、それらの遵守に関する主張をすることが望ましい。文書全体で引用されている基準の参考文献は、言及された最後の要素の後に表記し、引用された要素の各々の後には表記しない。それらの目的は、企業が、本ガイダンスで検討される基準の内容の詳細を調べる場合、その基準の当初の文言を参照しやすくすることである。
21. OECD行動指針 II.10及びVI.3。CFS-RAI原則 10。VGGT 12.10。国連指導原則 第17項。CBD 第14条。Akwé: Konガイドライン。IFCパフォーマンス基準 1 第5項及び8～10項。
22. OECD行動指針 III.1-3、VI.2.a及びVIII.2。CFS-RAI原則 9.ii及び10、国連指導原則第21項。IFCパフォーマンス基準 1 第29項。オーフス条約 第5条。下の附属書A 1.1及び1.3を参照。影響を受けるステークホルダーと共有すべき重要情報に関する特定のガイダンスは、「採掘セクターにおける意義のあるステークホルダーとのエンゲージメントのためのOECDデュー・デリジェンス・ガイダンス」で参照可能。
23. OECD行動指針 VIII.2。
24. OECD行動指針 II.14及びVI.2.b。CFS-RAI原則 9.iii～iv。VGGT 9.9及び12.11。国連指導原則 第18項。PRAI原則 1及び4。Akwé: Konガイドライン 11、13～17及び57。IFCパフォーマンス基準 1 第26～27項及び30～33項。先住民及び種族民に関するILO条約 No. 169 (1989年) も参照。下の附属書A 1.2を参照。ステークホルダーとのエンゲージメントに関する詳細なガイダンスは、「採掘セクターにおける意義のあるステークホルダーとのエンゲージメントのためのOECDデュー・デリジェンス・ガイダンス」で参照可能。
25. 先住民とのエンゲージメントと「自由意思による事前の十分な情報にもとづく合意 (FPIC)」に関する詳細なガイダンスについては、附属書Bを参照。
26. 序論で強調したとおり、OECD及びFAOの共同取組みとして、本ガイダンスでは、

OECD行動指針以外のいくつかの基準について検討しており、特にCFS-RAI原には、OECD行動指針にはないFPICへの言及が含まれている。このパラグラフはCFS-RAI原則 9.ivを引用している。IFCパフォーマンス基準 7 第12～17項も参照。Akwé: Konガイドライン 29及び60。VGGT 3B.6、9.9及び12.7。「先住民族の権利に関する国際連合宣言」第10条、11条及び32条。「先住民及び種族民に関するILO条約」No. 169 第16条。

28. CFS-RAI原則 2.iv～vii及び7.i及びiii。VGGT 12.6。PRAI原則 5～6。Akwé: Konガイドライン 46。IFCパフォーマンス基準 7 第14項及び17～20項、及び、基準 8 第16項。CBD 第8条(j)、名古屋議定書 第5～7条、ITPGR 第9.2条も参照。利益は金銭的なものと非金銭的なものがありえる — 名古屋議定書の附属書を参照。詳細は附属書A 1.4も参照。
29. OECD行動指針 IV 第46項及びVIII.3。CFS-RAI原則 9.v。VGGT 3.2、12.14、25.1及び25.3。国連指導原則 31。PRAI原則 1。Akwé: Konガイドライン 63。ILO MNE宣言 58～59。IFCパフォーマンス基準 1 第35項、及び、IFCパフォーマンス基準 5 第11項。附属書A, 1.5も参照。「採掘セクターにおける意義のあるステークホルダーとのエンゲージメントのためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」は、苦情処理の仕組みに関する詳細なガイダンスを記載している。
30. CFS-RAI原則 3。女子差別撤廃条約 (CEDAW)。
31. 国際的に認められた人権に関する詳細については、OECD行動指針 VI. 39を参照。
32. OECD行動指針 II.A.2及びIV。CFS-RAI原則 19.iv及び10、及び、第3項 19.i、47.v、50及び51。国連指導原則 第11項。附属書A, 2を参照。
33. OECD行動指針 IV.1及び2。
34. OECD行動指針 IV.3。VGGT 3.2。PRAI原則 1。Akwé: Konガイドライン 57。国連グローバル・コンパクト 原則1～2。
35. OECD行動指針 IV.5。国連指導原則 17。
36. OECD行動指針 IV.6。国連指導原則 22。
37. 「世界人権宣言」第2条。CFS-RAI原則 3.ii。附属書Aで強調されているとおり、OECD行動指針 (V.1.e)は、企業は「その事業全体で、雇用機会・待遇の均等の原則に従うことが望ましく、人種、皮膚の色、性別、宗教、政治的見解、国民的出身または社会的出身、あるいは他のステータスなどを理由として、雇用または職業について労働者を差別してはならない」と述べている。注釈 54は、「他のステータス」という用語が、本行動指針の必要上、労働組合活動と、年齢、障害、妊娠、結婚歴、性的志向、HIVステータスなどの個人的特徴を指すと規定している。
38. OECD行動指針 V.1～3。CFS-RAI原則 2.i～ii。ILO MNE宣言 第8項。国連指導原則 12。IFCパフォーマンス基準 2。子どもの権利とビジネス原則 2。全てのILO加盟国は、どのILO条約を批准したかにかかわらず、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」の4つの基本原則の構成要素である上記の中心的な労働基準を尊重しなければならない。
39. OECD行動指針 V.4.b及びV.4.c。CFS-RAI原則 2.iii。ILO MNE宣言 37～40。IFCパフォーマンス基準 2 第10項、23項、25項、28～29項。子どもの権利とビジネス原則 3および4。
40. ILO MNE宣言 16及び25～28。詳細については、適正な労働条件に関する附属書A 3を参照。
41. ILO勧告 198 第7条a。IFCパフォーマンス基準 2 第11項。
42. CFS-RAI原則 3.iv。

43. 「世界人権宣言」第23条。
44. OECD行動指針 II. A.4. ILO MNE宣言 第16項及び19項。CFS-RAI原則 2.iii。
45. CFS-RAI原則 2 iii及び4.ii. ILO MNE宣言 30～32。
46. ILO母性保護条約・2000年 (No. 183) 。女子差別撤廃条約 第11条(2)。
47. CFS-RAI原則 8.iv。
48. OECD行動指針 VIII.1, 6-7; CFS-RAI原則 2.viii及び8.i, iii及びiv; PRAI, 5.2.1.
49. Akwé Konガイドライン 50。IFCパフォーマンス基準 4。
50. CFS-RAI原則 1及び8.i. VGGT 12.1, 12.4及び12.12。PRAI原則 2.2。附属書A 5を参照。食料安全保障の4要素である食料の入手可能性、利用可能性、安定性及び利用率は、「112人の各国首脳または副首脳」が採択した「世界食糧サミット・1996年行動計画」に反映されている。首脳らは、「*貧困及び不平等を撲滅し、量が十分に栄養上適切で安全な食料及びその効果的な利用への、いつも全ての人による物理的・経済的アクセスを改善することを目的とした政策を履行し、家庭、国内、地域及び全世界レベルでの十分に信頼できる食品供給にとって必須の、高及び低可能性地域での参加型で持続可能な食料、農業、漁業、林業及び農村開発の方針及び実施を追求すること*」をコミットする。
51. VGGT 4.4では、合法的な保有権を次のように定義している：「*これらの指針の協議及び参加の原則に合わせて、各国は広く公開された規則により、合法的と見なされる権利の範疇を特定することが望ましい。*」
52. VGGT 2.4, 3.2, 9.1, 11.4及び12.3。CFS-RAI原則 5及び9.ii及び第51項。国連指導原則に追加され、国連人権理事会が承認した国連「責任ある契約の原則」原則 10。
53. VGGT 9.1, 12.4, 16.1及び16.3。IFCパフォーマンス基準 5 第2項及び8項、及び基準 7 第15項。子どもの権利とビジネス原則 7。「迅速、十分かつ効果的な補償」という文言は、合法的収用をもたらすために支払い義務のある補償の種別についての慣習国際法と見なされている。附属書A, 6を参照。本ガイダンスで言及される基準は、最近、大手食品飲料企業が取得した合法的な保有権の土地移転に対するゼロ容認のコミットメントに一致する点への注意が必要。
54. VGGT 16.1及び16.3。PRAI原則 6.2.1。IFCパフォーマンス基準 5 第9～10項、12項、19項、27～28項、及びパフォーマンス基準 7 第9項及び14項。IFCパフォーマンス基準 7 第14項により、土地ベースの補償は、実行可能な場合、現金での補償の代わりに提供することが望ましく、天然資源への継続的アクセスを保証し、または、同等の代替資源を特定する必要がある。最後の選択肢として、現金での補償を提供し、代替りの生計手段を特定することが望ましい。
55. CFS-RAI原則 8.ii。附属書A, 7を参照。
56. 国際獣疫事務局 (OIE) が策定した基本原則。詳細情報については、www.fawc.org.uk/freedoms.htmにて家畜福祉協議会の5つの自由を参照。
57. イングランド規則 2000 (S.I. 2000 No. 1870) 及び家畜福祉に関する規則 3(1)。
58. OECD行動指針 VI.1。CFS-RAI原則 10。VGGT 4.3, 11.2, 12.6及び12.10。PRAI原則 7。IFCパフォーマンス基準 1 第1項。
59. 有害物質リストは次で参照可能：世界保健機関 (WHO) の有害農薬リスト。危険クラスIa (極めて有害) またはIb (非常に有害) による農薬のWHO推奨分類。残留性有機汚染物質 (POPs) に関する2004年のストックホルム条約。国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のインフォームドコンセント手続に関する2004年のロッテルダム条約。有害廃棄物の越境移動及び

- その処分の規制に関する1992年のバーゼル条約。オゾン層を破壊する物質に関する1999年のモントリオール議定書。農薬の「Substitute It Now (SIN)」リスト。
60. 政府間プロセスを通じて承認された大半の文書が「資源利用効率」について言及しているが、IFCパフォーマンス基準 3の水消費量に関する第9項は、さらに踏み込んで、企業が「水使用量の撤廃または低減策を採用」するように規定している。
 61. IFCパフォーマンス基準 6 第20項では、法的保護地域を、次の国際自然保護連合 (IUCN) による定義を満たす地域と定義している： 「長期間の自然保護を、関連する生態系サービス及び文化的価値を伴って実現するために、法的手段または他の効果的な手段により、認識、専念及び管理された明確に確定された地理的空間」。これには、上記の名称について各国政府に提案された地域が含まれる。
 62. OECD行動指針 VI.6. CFS-RAI原則 1.i及び6. PRAI原則 7. IFCパフォーマンス基準 3及び6. CBD。絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する1975年の条約 (CITES)。附属書A, 8も参照。
 63. OECD行動指針 II.A.5及び7, II.A.15及びVII. CFS-RAI原則 9.i. VGGT 6.9, 9.12及び16.6. 国連グローバル・コンパクト 原則10. 附属書A 9.1を参照。また、「金融活動作業部会」が策定し、2003年に180か国が承認した「マネー・ロンダリング及びテロ・大量破壊兵器拡散への資金供与との闘いに関する国際標準」は、関連性が金融機関にとって重要である。顧客デュー・デリジェンスと記録管理を含む予防措置は、汚職の撲滅に特に有益である。
 64. OECD行動指針 XI.1～2. 附属書A 9.2を参照。
 65. OECD行動指針 X.2～3. 附属書A 9.3を参照。
 66. 「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則」は、世界中の政策立案者、投資家、法人及び他のステークホルダーのための国際コーポレート・ガバナンス・ベンチマークである。それらは、健全な金融システムに対する、「金融安定理事会 (FSB)」の重要な基準の1つとして採用されており、世界中の60か国以上の国別訪問調査において世界銀行グループが使用してきたものである。本原則は、バーゼル銀行監督委員会が発行する銀行のコーポレート・ガバナンス指針の基礎となるものである。www.oecd.org/corporate/principles-corporate-governance.htm
 67. OECD行動指針 IX. CFS-RAI原則 7 iv. ILO MNE宣言 19. CBD 第16条。国連グローバル・コンパクト 原則 9。
 68. IFCパフォーマンス基準 6 第26項。
 69. OECD行動指針 IV 注釈 44. 国連指導原則 第16項。
 70. コーデックス委員会は、トレーサビリティを、生産、加工及び流通の特定の段階を通して移動する食品を追跡する能力と定義している。
 71. 物質収支のトレーサビリティは、サプライチェーンに入る評価・認証済み原材料の正確な量を制御する。サプライチェーンから出る同等量の生産物を販売または認証できる。認証部分と非認証部分が混在する場合がある。物理的分離のトレーサビリティは、サプライチェーン全体で認証済みの原材料及び製品を特定し、追跡する。生産物流管理 (chain of custody) は、物的生産物の押収、保管、管理、移動、分析及び処分を示す年代順の資料または文書足跡を指す。
 72. これに関する更なる情報は附属書A 1.3で参照可能。
 73. 詳細情報は次の文書で参照可能： 附属書A セクション1.5. IFC 2009。「採掘セクターにおける意義のあるステークホルダーとのエンゲージメントのためのOECDデュー・デリジェンス・ガイダンス」。
 74. IISDの投資契約交渉の手引き (IISD, 2014)に詳述されているように、環境影響評

価（EIA）は、現在、広範囲の経済セクターのプロジェクトで確立された手法である。約110か国の発展途上国のうち約3分の2が、1990年代中頃までに何らかの形でEIA法を制定した。「社会影響評価」はあまり一般的ではないが、EIAプロセス及び手法の一部になりつつある。社会影響評価のための全般的に合意された原則はないが、「国際影響評価学会」では、首尾一貫した一連の指針を発表している。他には、社会上、経済上及び環境上の観点を統合する持続可能性評価や、累積影響評価がある。環境影響評価と社会影響評価をまとめて実施する手法も増えている。影響評価は動物福祉への影響を扱うこともある。

75. 世界野生生物基金（WWF）の開発品などのリスク分析ツールがリスクの特定に役立つ。これらのツールには、供給リスク分析ツール（www.supplyrisk.org）や水リスクフィルター（<http://waterriskfilter.panda.org>）が含まれている。
76. 更なる情報は附属書A 2及び6を参照。
77. 例えば、金融サービスが使用される主な目的が、所有権の確立、依頼人の一般パフォーマンスへの資金提供又は支援（例：一般法人ローンまたは融資）、あるいは、特定パフォーマンス限定の資金提供又は支援（例：プロジェクト・ファイナンス）のいずれかは、OECD行動指針が推奨するデュー・デリジェンス・プロセスの適用範囲に関連している。最初の事例では、金融機関は、依頼人の活動と関連がある全ての負の影響への対応が期待されている。最後の事例では、金融機関が資金提供又は支援する活動の影響に対してのみ対応することが期待されている場合がある。
78. 「人権尊重についての企業の責任、解釈の手引き」の国連人権高等弁務官事務所によると、救済策は、負の影響に対して救済するプロセスだけではなく、負の影響の打ち消す、または改善することができる実質的な成果でもある。これらの成果には様々な形態があり、謝罪、被害回復、地位回復、金銭的または非金銭的な補償、制裁措置（罰金など、刑事的または行政的制裁）の他、例えば、差止め命令や再発防止の保証による危害の防止などがある。
79. 「南アフリカの持続可能性イニシアチブ（SIZA）」が実施するプログラムは、現地社会コンプライアンス（法令遵守）プログラムの良い例となる。この倫理的取引プログラムは、現地の生産者組合が開発したもので、国内法、「Global Social Compliance Programme」の参照規範と参照監査プロセス及び方法、ILO条約に基づいて、南アフリカの果物生産者向けの統合基準となった。大手小売業者は、現地の組織と協力して、能力を開発する。小売業者は、現地のカウンターパートの能力を高めることにより、南アフリカの農業サプライチェーンの社会的パフォーマンスへの投資が持続可能なものとなるよう、目指している。
80. ラナ・プラザ崩落事故のあと、フランスのNCPは、独立した良質な監査の重要性を、次の報告書で強調した： NCP report on the Implementation of the OECD Guidelines in the Textile and Clothing Sector following a referral from Nicole Bricq, Minister of Foreign Trade（通商大臣Nicole Bricqからの委託に従った、「織物・衣服セクターにおける「OECD行動指針」の履行」に関するNCP報告書）, Recommendation #6 on pages 57-58, 2 December 2013, www.tresor.economie.gouv.fr/File/398811
81. 例えば、SGSは、監査による疲労を低減するために、「Global Social Compliance Programme」を開発した。

References

- FAO (2014), *Innovation in Family Farming*, The State of Food and Agriculture, Food and Agriculture Organization, Rome.
- FAO (2012), *Investing in Agriculture for a Better Future*, The State of Food and Agriculture, Food and Agriculture Organization, Rome.
- IISD (2014), *Guide to Negotiating Investment Contracts for Farmland and Water*, International Institute for Sustainable Development, Manitoba.
- OECD/FAO (2015), *OECD-FAO Agricultural Outlook 2015*, OECD Publishing, Paris, http://dx.doi.org/10.1787/agr_outlook-2015-en
- OECD (2014), *Due Diligence in the Financial Sector: Adverse Impacts Directly Linked to Operations, Products or Services by a Business Relationship* <http://mneguidelines.oecd.org/global-forum/GFRBC-2014-financial-sector-document-1.pdf>.
- OECD (2013), *OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas: Second Edition*, OECD Publishing, Paris, <http://dx.doi.org/10.1787/9789264185050-en>.

附属書A

農業サプライチェーンにおけるリスク軽減・防止策

本附属書は、企業方針モデルと同じ基準から引き出すことにより、農業サプライチェーンにおいて生じる負の影響のリスクと、それらの軽減・防止策を提示する。対策案は互いに強化し合うことがある。例えば、適正な賃金及び労働条件の提供等による労働者の権利の尊重は、十分な食料へのアクセスを支援し、心身の健康の達成可能な最高基準の実現に役立つ。対策案の実施は、サプライチェーンにおける各企業の立場及び関与の種別、事業の背景及び用地、企業の規模及び能力に合わせて調整するべきである。

1. 横断的RBC基準

1.1 情報開示

リスク

透明性の欠如は、不信を生み、大きい対立にエスカレートする前に些細な問題を解決しておく可能性を企業から奪う一方、最大限の情報共有をすると、全てのステークホルダーについて取引コストを引き下げることができる (FAO, 2010)。情報が、定期的な協議会や一般メディアにより、言語学的・文化的に十分に計測可能で検証可能で時宜にかなった方法で提供されない場合、企業は、潜在的に影響を受けるステークホルダーから十分に理解されない、あるいは、全ての関係当事者との意思疎通が図れない危険を冒す (IFC, 2012)。透明性及び情報開示に関する明確で強制執行可能な法律が存在しない場合、高度なデュー・ディリジェンスが正当化される (OECD, 2006)。

リスク軽減策

- 企業の受益所有者に競争上または義務上の危険性をもたらすことなく、下記の事項について、国民に時宜にかなった正確な情報を提供する。
 - 事業の目的、性質及び規模
 - リース契約及びその契約条件
 - 企業の活動、構造、所有権及びガバナンス
 - 企業の財務状況及びパフォーマンス
 - RBC方針及び実施プロセス（ステークホルダーとのエンゲージメントプロセスと苦情処理・賠償の仕組みの利用可能性を含む）

- 各種のステークホルダーに関する、及び、先住民及び地元コミュニティが伝統的に使用または占有する聖地または神聖な土地及び水域に関する、企業の事業による環境、社会、人権、安全衛生への潜在的な影響などの、予測可能なリスク因子を含む、環境、社会及び人権への影響の評価（ESHRIA）
- 環境、社会及び人権の管理計画と、生産物の特徴¹
- 全ての適切な通知手段（新聞、ラジオ、テレビ、郵便、地域会合などを含む、印刷物、電子メディア及びソーシャルメディア）を用いて**情報を拡散する**。この際、遠隔地の、または、孤立した、多くが読み書きできないコミュニティの状況に配慮し、通知及び協議は影響を受けるコミュニティの言語で行うこと²。
- 人の健康または環境への差し迫った脅威がある場合、当局及び国民による、その脅威から生じる危害に対する防止策または軽減策の実現を可能にする全ての情報を、**直ちに、かつ、遅延なく共有する**³。
- コスト、企業の機密保持及び他の競争上の懸念事項に十分配慮して、**情報開示方針**を事業の性質、規模及び場所に**合わせて調整する**⁴。

1.2 協議

リスク

事業による影響を受ける可能性が高いステークホルダーとの協議がなくなると、企業は、プロジェクトの実現性の現実的評価と、効果的で状況に限定した対応策の特定が妨げられる。包括的で十分な透明性がある協議は、取引コストを引き下げ、ステークホルダー間の対立を減らし、信頼を創り出すことができる。

リスク軽減策

- 事業のリスク、影響及び発展段階に合わせ、かつ、影響を受けるコミュニティの特徴及び利害に合わせて調整した**ステークホルダーとのエンゲージメント計画**を作成し、履行する。該当する場合、計画には、不利または脆弱な立場にあるとされる人々の効果的な参加を可能にする差別化した対策を盛り込むことが望ましい⁵。
- 附属書Bで引用した国際基準に十分に配慮して、**潜在的に影響を受けるコミュニティとの、早期かつ継続的な、誠実で効果的で意義のある協議**を開催する。こうした協議は、事業の変更がある場合にも開催する必要がある⁶。
- **脅しのない協議及び意思決定プロセスを、信頼のある風潮で、意思決定の前にまとめ、各種当事者間の既存の力の不均衡に配慮して、寄与に対応する**⁷。
- 必要な場合、非差別的な方法で、影響を受けるコミュニティの代表団体と共に、これらのコミュニティと協力して、プロジェクト開発に参加するため、影響を受けるコミュニティの**技術的及び法的支援**に努める。
- 協議時に**表明された意見を十分かつ公正に考慮に入れ、事業案についての通知から一般の意見聴取までの期間を十分にとって、影響を受けるコミュニティが回答を準備できるようにし、影響を受けるコミュニティに彼らの懸念事項がどのように検討されたかを知らせる**⁸。

- コミュニティの見解及び懸念事項を適切に記録できるプロセスの確立等により、協議で生まれる**取決めを文書に記録し、履行する**。記録は書面が好まれるかもしれないが、コミュニティ構成員の見解は、コミュニティの合意に従って、ビデオまたは音声テープ、あるいはその他の適切な方法でも記録されることがある⁹。
- 可能な範囲で、**コミュニティの代表者**が、代表しているステークホルダーの意見を実際に代弁していることを検証し、協議の結果をコミュニティ構成員に誠実に伝える上で、その代表者が信頼できるかを検証する。
- **影響評価**を実施する場合、評価の立案及び実施に、脆弱な集団を含むコミュニティが参加する仕組みを制定し、責任、補償、保険及び賠償に責任を負う行動主体を特定し、審査・不服申立プロセスを制定する¹⁰。

1.3 影響評価

リスク

企業は、その事業、プロセス、商品及びサービスによる実際の、及び潜在的な負の影響を、そのライフサイクル全体にわたり継続的に当該影響のリスクを評価することにより、回避する、または、不可避の場合は軽減することができる。そうした評価により、企業は、その取引先の事業から生じるリスクを含む、包括的で将来を見据えたリスク管理手法の開発が可能になる¹¹。

リスク軽減策

- 影響評価には**下記の段階**を盛り込む。
 1. **スクリーニング**。すなわち、負の影響を及ぼす可能性が低い提案を除外し、必要な評価のレベルを示すため、どの提案について影響評価を実施するかかの決定。
 2. **スコーピング**。すなわち、影響評価の焦点及び調査すべき重要な問題点の特定。
 3. **影響分析**。
 4. **軽減策の特定**。状況に応じて次のものを含む： 事業を継続しない。負の影響を回避するための代替策を探す。事業設計に防護対策を組み込む。負の影響に対し金銭的及び、または非金銭的補償を提供する。
- 環境、社会及び人権への影響の評価（ESHRIA）を実施する場合、適宜、下記の**ありそうな影響**（好影響をより良くするために、負の影響だけではなく好影響も扱うことが妥当な場合がある）を扱う。
 - － 土壌、水、空気、森林及び生物多様性への影響などの環境への影響¹²

- 所得分配、個人及びコミュニティの物理的・社会的一体性及び保護、雇用水準及び機会、健康及び福祉、教育、住宅及び宿泊施設の利用可能性及び基準、インフラ、サービスの観点で計測される生活の質を含む、影響を受けるコミュニティの福利、活力及び実行可能性に影響を及ぼすことがある、社会への影響
- 例えば、影響を受けるコミュニティの経済的・社会的・文化的・公民的・政治的権利の享受に影響を及ぼすことがある、人権への影響
- 影響を受けるコミュニティの文化遺産、生活様式、価値、信条体系、言語、慣習、経済、地元の環境及び特定の生物種との関係、社会組織及び伝統への影響
- 食料提供者、生物多様性の監督者及び伝統的知識の保有者としての役割を考慮に入れた、女性への影響¹³
- 動物福祉への影響
- 影響を受けるコミュニティに対し、影響評価の実施への関与を促し、情報提供を要請し、影響評価の全ての段階で定期的なフィードバックを提供する¹⁴。
- プロジェクトに、影響を生じる可能性が高い物理的要素、側面及び設備が含まれる場合、プロジェクトによる影響範囲を背景としてリスク及び影響を評価する¹⁵。

1.4 利益配分

リスク

企業が、現地の対立を生むリスクを回避し、取引コストを引き下げるには、現地コミュニティに及ぼす企業の事業の好影響を最大化する方策を探索するべきである。様々なステークホルダー間で、企業の事業の利益に関する協議に参加することにより、信頼を増し、現地の確実な容認に寄与し、対立を防ぎながら当事者間の長期間の協調を創り出すことが可能になる。事業がこれらのステークホルダーの利益になることを保証することにより、容認可能な事業用地の特定も容易にできるようになり、現地の知識を利用して農業生態学的潜在力の最適な利用を確実なものにすることができる (FAO, 2010; UN, 2009)。

利益配分は、不可避な負の影響に対する補償とは別のものである（補償への追加になることがある）。利益配分の目的は、企業と先住民または現地コミュニティとの間で協力関係を作り、事業への彼らの寄与を認めることである。特定の状況では、企業が先住民または現地コミュニティの土地、資源または知識を使用する場合、先住民または現地コミュニティは、事業から生じる利益を分配する資格が与えられることがある¹⁶。こうした利益は、協議プロセスの一環として企業と関連コミュニティの間の合意により、金銭的の場合と非金銭的の場合¹⁷がある。利益の種別に関する決定は ESHRIA が通知することができる¹⁸。

しかし、利益配分に関連したリスクも存在する。利益配分協定の交渉後に、利益がコミュニティ全体で実際に分配されず、ステークホルダーの特定の集団に独占されてしまう場合、企業は先住民と対立するリスクに直面する。利益配分は、一部の（全てではない）関連コミュニティと合意することで、特定のコミュニティを排除することになるかもしれない。こうしたリスクは、デュー・ディリジェンス・プロセスに

におけるステークホルダーとの意義のあるエンゲージメントにより軽減することができる。

リスク軽減策

- 次の例により、発展利益のための**機会の特定**に努める。現地の前方及び後方連関の創出と安全な作業環境がある現地雇用の創出、所得創出機会の多角化、能力開発、現地調達、技術移転、現地のインフラ改善、特に中小企業の場合の信用及び市場へのアクセス向上、環境サービスへの支払い、収益配分、信託資金の創出¹⁹。
- 事業を、受入政府の**開発順位**及び社会目標に**調和**させる²⁰。
- 先住民の土地、資源及び知識が関与する事業から生じる**金銭的及び非金銭的利益**を、協議プロセス及びESHRIAに基づいて、特定の集団の不公正な利益にならず、公平で持続可能な社会発展を育む方法で分配する²¹。

1.5 苦情処理の仕組み

リスク

早期警戒リスク認識システムとして作られた事業レベルでの苦情処理の仕組みは、些細な対立を、裁判所を含む正式な紛争解決の仕組みにエスカレートさせる前に、迅速に低費用で公正に解決することにより、土地保有権の保有者を含む影響を受けるコミュニティと企業の間の問題の決着をつける、現地主導型の、簡略化された、互いに利益となる方法を提供する (IFC, 2009)。それらの仕組みは、次のことにより企業に価値のあるフィードバックを提供することができる： 大きい問題の早期警戒システムとして機能すること。企業の事業または管理システムの改善のための機会に焦点を当てる、個人からの洞察をもたらすこと。特定の苦情を再発させないための考える体系的変更を示すこと (CAO, 2008)。

リスク軽減策

- 理解でき透明性があり文化的に適切で容易に利用できる協議プロセスを使用して、問題または懸念を発生させた当事者に報復することなく、迅速に解決することを目的として、事業のリスク及び負の影響に応じて、苦情処理の仕組みを**調整**する²²。
- 次のことを確実なものにするため、その仕組みのデザイン及びパフォーマンスについて、**影響を受けるステークホルダーとエンゲージする**： その仕組みがステークホルダーのニーズを満たしていること。ステークホルダーがその仕組みを実際に使用すること。その仕組みを成功させることに共通利益が存在すること²³。
- 企業が制定したOECD行動指針に従うNCPを含む、司法的または非司法的苦情処理の仕組みへの**アクセスを阻む**、あるいは、労働関係の紛争に取り組む労働組合の役割を損ねる苦情処理の仕組みの使用は回避する²⁴。

加えて、国連指導原則（原則31）に含まれている非司法的苦情処理の仕組みの有効性基準は、重要な基準点を提供する。すなわち、非司法的苦情処理の仕組みが効果的であるためには、国によるものかよらないものかにかかわらず、表A.1に示す基準に従うべきである。

表 A.1. 効果的な苦情処理の仕組みの特徴

合法性	仕組みの利用対象者であるステークホルダー集団から信頼されるようになり、苦情処理プロセスの公正な実行に対する説明責任を負う。
利用可能性	仕組みの利用対象者である全てのステークホルダー集団に周知させ、特定のアクセス障害に直面する可能性がある集団に十分な支援を提供する。
予想可能性	段階ごとに、時間枠を明示した明確な既知の手順、入手可能な結果プロセス及び結果の種別と、実施をモニタリングする手段について明瞭さを提供する。
公平性	被害者側に、公正で十分な情報と敬意がある条件で苦情処理プロセスを行うために必要な情報、助言及び専門知識の供給源への妥当なアクセスが可能になるよう努める。
透明性	当事者に仕組みの進捗を随時知らせる、また、仕組みの有効性への信頼を高め、問われているあらゆる公益に合致させるため、仕組みのパフォーマンスに関する十分な情報を提供する。
権利との適合性	成果及び救済を国際的に認められた人権に適合させる。
継続学習の源	仕組みを改善し、将来の苦情及び危害を防ぐための教訓を特定するため、関連がある対策を利用する。
エンゲージメント及び対話に準拠	デザイン及びパフォーマンスの意図について、仕組みの利用対象者であるステークホルダー集団と協議し、苦情に対処し解決するための手段として、対話に注力する。

出典：国連指導原則 原則31

2. 人権

リスク

企業は、それ自身の活動状況の範囲内で人権への負の影響の原因または一因となり、負の影響の発生時にそれに対処できない場合、人権を尊重しない危険を冒している。企業は、取引関係による企業の事業、生産物またはサービスに直接関連した人権への負の影響の防止または軽減を行うべきである²⁵。人権の尊重についての企業の責任は、人権義務を果たす各国の能力及び、または自発性にかかわらず存在しており、これらの義務を減らすものではない²⁶。国内法が十分には策定も執行もされていない場合、企業は高度なデュー・ディリジェンスを使用して、人権への負の影響のリスクの特定及び対処を行うべきである。

経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利を含む全ての人権の相互依存性に留意が必要である。企業は、本ガイドンスでは明記していないものも含め、人権を尊重していない可能性を質的に理解するために、人権に関連する企業の責任について、定期的に見直すべきである。

リスク軽減策

- 企業及びその取引先の事業による影響を受ける可能性がある**権利保有者を特定する**。これには一般的に、企業の実際のまたは潜在的な事業及び関係に対して徹底した実情調査を実施することと、権利が影響を受ける可能性がある行動主体を特定するために、人権基準に照らして上記の事業を質的に評価することが必要になる。企業の事業及び関係による潜在的な負の影響を完全に理解するには、関連ステークホルダーとの事前協議が必要である²⁷。
- 実際の、及び潜在的な人権への影響を評価し²⁸、その結果をまとめ、その結果に基づいて行動し、反応を追跡し、影響にどのように対処するかを伝達することにより、**人権デュー・ディリジェンスを履行する**。人権デュー・ディリジェンスは継続的な活動²⁹であり、事業及び経営状況が発展するにつれ、人権リスクも経時的に変化する。
- **関与する全てのステークホルダー**が、特に、女性、若者、少数民族などの脆弱な状況にある集団が、それぞれの状況、制約及びニーズを認めて、**公正に扱われる**ことを保証する³⁰。
- 天然資源、投入材、生産手段、助言及び資金提供サービス、トレーニング、市場及び情報の平等なアクセス及び管理の促進等により、農業で女性が果たす重要な役割を認識し、**女性差別**をなくし、女性の完全な職能開発及び進展³¹を確実にするのに役立つ適切な対策を講じる³²。

3. 労働者の権利

リスク

企業は、生活水準の向上及び魅力的な雇用機会の創出により経済的及び社会的福祉に寄与することにより、また、人権及び労働者の権利の享受を推進することにより、受入国及び経済にかなりの利益をもたらすことができる。企業は、自社の労働者の中核となる労働基準を保証するだけでなく、自給用農地を含む、非正式労働者の労働条件の改善にも資することができる。

経済的・社会的・文化的権利に関する国際条約（ICESCR）の締約国は、正当で有利な労働条件を享受する権利（第7条）と労働組合の団結権（第8条）を承認した。市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）も、労働組合を作り、参加する権利を保護している。国際人権条約³³も労働関連の権利を扱っている³⁴。ICESCRやICCPRなどの人権条約は各国向けのものであるが、企業は、これらの条約に規定された権利の享受に悪影響を及ぼすことがある。このため、企業には、これらの権利の漸進的な実現を支援する上で果たすべき重要な役割がある。8つのILO基本条約を含む、これらの条約に規定された労働者の権利を尊重することは、企業が悪影響を最小化し、好影響を最大化するのに役立つ。例えば、任意に選ばれた労働者の代表たちとの誠実な対話を設けると、労働者も経営者も双方の課題を深く理解できるようになり、その解決方法を見つけることが可能になる（ILO, 2006）。

しかし、農業では、自営と賃金雇用は非正規のままであることが多く、多数の農業労働者は労働法の適用範囲から除外されているため、農業での労働者の権利の尊重は難題になることがある（UN, 2009）。5～17歳の児童労働者の60%が農業で働いて

いる (ILO, 2011a)。プランテーション労働者の労働条件及び生活状況も、継続的な懸念の種であり、主な懸念は、強制的妊娠テスト、負債による束縛、及び、農薬の広範囲に及ぶ誤用に関連した健康リスクである (UN, 2009)。

女性、若者、先住民、移民労働者などの疎外された集団と、臨時・出来高払い・季節労働者及び非正規労働者は、虐待的なまたは不衛生な労働条件に直面することが多い (UN, 2009)。女性の置かれた状況は特定のリスクを高める。開発途上国では、農業労働力の43%を女性が占めているが、農業関連産業は、女性の作業を未熟練に分類する傾向があり、労働集約的作業向けに女性を雇用し、報酬も昇進する機会も男性より少ない (ILO, 2011b)。

労働者の中核となる権利の侵害は、企業のパフォーマンスに影響を及ぼす恐れのある破壊的な社会的緊張を強めることがある。差別的な雇用・職業慣行を使用している企業は、自らを豊富な技能及び力量を持った幅広い人材プールからアクセスを制限している。差別が生む不当及び憤慨の意識は、労働者のパフォーマンスに影響を及ぼす可能性が高い (ILO, 2008)。

リスク軽減策³⁵

労働者の保護

- 事業全体で**雇用機会・待遇の均等の原則**に従い、人種、肌の色、性的志向または性同一性、宗教、政治的意見、国民的系統または社会的出身、または他のステータスを理由として、雇用または職業について労働者を差別しない。ただし、労働者の特徴に関する選択性が、特に、雇用機会均等の拡大を推進する確立済の政府の政策を促進する場合、または、職の本来の要件に関連している場合は除く。あらゆる階層で、資格、技能及び経験を、スタッフの採用、配置、トレーニング及び昇進の基準にする³⁶。
- 児童労働の効果的な撲滅を確実にするため、採用または就業の**最低年齢**を尊重する³⁷。
- 強制力または罰の脅迫を受けて個人から強要され、自発的ではなく行われる労働またはサービスからなる**強制労働**を用いない、または、それから利益を得ない。
- 児童労働及び、または強制労働の大きい変更、または、新しいリスクまたは事象を特定するために、1次サプライチェーンを継続的に**監視**し、1次サプライヤーと協力して、是正措置を講じ、それらを救済する³⁸。

適正な労働条件

- 同等の経営者が遵守するものと有利さでは引けを取らない**雇用の基準**と労使関係を順守する。企業が事業を行っている国に、同等の雇用者が存在しない場合、政府の政策の枠組み内で、ありうる限り最高の賃金、手当及び労働条件を提供する。これらは少なくとも、労働者とその家族の基本的ニーズを満たすのに十分なものであるべきである³⁹。

- 労働者に**安定した雇用**を提供し、雇用安定及び社会保障に関する自発的に決められた義務を遵守するよう努力する⁴⁰。
- 雇用への影響が大きい事業の変更について検討する場合、労働者側代表に、及び必要に応じて、関連する政府当局に、**その変更について妥当な通知**を行い、彼らと協力して、負の影響を最大限軽減する⁴¹。

労働者の代表及び団体交渉

- 労働者の願望にとって有利な**相互理解及び信頼がある情勢**の重要性を認識する⁴²。
- 労働者には平等に、いかなる差別なしに、事前の許可なく自分自身で選んだ**団体を作り、参加する権利**があることを認める。
- 経営者と労働者及びその代表の間で互いの関心事に関して、及び国の社会開発政策に従うため所管官庁と、定期的な**協議及び協力**を行う体制を確立する。
- 労働者及びその代表に定期的に**情報提供**して、雇用条件に関する意義のある交渉を支援し、彼らが企業業績を正しく公平に把握できるようにする体制を確立する⁴³。
- 法律、OECD行動指針または企業の方針に反する行為について善意ある報告書を、経営陣に、または、必要に応じて所管官庁に提出する労働者に対して**差別的行動**または**懲戒処分**をしてはならない。
- 労働者側代表との交渉に不当に影響を及ぼすために、または、労働者の団結権の実行を妨害するために、当事国から事業単位の全体または一部を**移転**させると、あるいは、他の国の構成主体から労働者を異動させると脅迫してはならない。
- **労働者側代表**に報復、干渉または差別を行わない⁴⁴。
- 許可を受けた労働者側代表が、**団体交渉**または**労使関係**について交渉できるようにする。
- 労働協約規定の解釈及び適用を巡って生じる**紛争の解決**について、及び双方に尊重される権利及び責任の保証について、労働協約規定に規定する⁴⁵。

現地雇用

- 可能な限り、かつ、差別なく、管理職を含めて、**現地の労働者を雇用**し、労働者側代表と、及び必要に応じて関連する政府当局と協力して、技能水準の向上を目的として、**トレーニング**を提供する⁴⁶。

トレーニング

- 事業のニーズに応えるため、必要に応じて、関連する政府当局と経営者団体及び労働者団体と協力して、全ての階層の労働者に**関連トレーニング**を確実に提供されるようにする。こうしたトレーニングは、可能な限り、全般的に有益な技能を伸ばし、昇進の機会を促進するべきである。

- 発展途上国で事業をする場合、**技能育成**及び開発を奨励し、職業ガイダンスを提供する目的の、各国政府が奨励し、経営者及び労働者団体が支援するプログラムに参加する⁴⁷。
- 適切なトレーニング、教育及び指導プログラムを**若者**に提供して、若者の能力及び、または適正な仕事及び起業へのアクセスを増強する。また、女性によるトレーニングへのアクセスを促進する⁴⁸。
- 実行可能な場合、国の発展への寄与の一環として政府が編成したトレーニングプログラムにおいて手助けとなる**熟練した要員**によるサービスを利用可能にする⁴⁹。

4. 安全衛生

リスク

農業活動は、労働者にとって最も危険な活動を伴うことが多く、多数の農業労働者が業務上の事故及び病気で苦しんでいる。悪天候下の作業、危険動物または植物との密接した接触、化学製品の広範な使用、困難な作業姿勢及び非常に長い作業時間、及び、危険な道具及び機械の使用は全て、健康問題を引き起こす (IFPRI, 2006)。例えば、農薬中毒の推定発生数は、年間200万～500万件であり、そのうち4万件が死に至る (ILO, 2005 and 2011b)。土地利用の変更、自然災害（洪水、地滑り、火災）の影響を軽減する湿地帯、マングローブ、高地森林などの自然の緩衝地帯の喪失、あるいは、淡水の水質、量及び利用可能性の低下を含む、天然資源の減少または劣化は、脆弱性の増大と地域安全関連の影響を引き起こすことがある (IFC, 2012)。

人の健康は、食料中の安全ではない量の生物学的、化学的または物理的危険要素により危険にさらされることがある。これらの危険性は、環境（例：有毒金属、ダイオキシン、自然に発生する毒素）、農業慣行（例：動物用試薬品及び農薬の残留物）または生産物の取扱い不良（例：病原菌）により発生する。物理的危険要素には、汚物、有害生物、毛、プラスチックが含まれる。防疫措置と安全な水の使用を組み込んだ完璧な「農場から食卓までの (farm to fork)」管理システムを含む、食品安全管理システムがこれらのリスクを防止することができる。

人の健康は動物の健康にも密接に関連している。「One Health」という概念は、人、動物及び環境の間の境界領域において、動物の個体数のレベルでの病原体の予防・抑制を目標とする政策によって公衆衛生を防護する重要な機会が存在しているという認識に基づいている。この概念は、数か国の政府に承認されており、人と動物の両方を冒す疾病の予防と、人及び動物向けの抗生物質の責任ある使用の保証を目標とする措置を生んだ⁵⁰。人の感染症を引き起こす病原体の60%は動物由来のものである。これらの疾病は、人畜共通感染症と呼ばれ、家畜または野生動物が感染させるものである。人に感染する動物疾患は世界中で公衆衛生のリスクとなる。人を守る効果的・経済的解決策は、人畜共通病原体の動物源での抑制 (control at animal source) を通じてこれに対抗することである。

ICESCRは、心身の健康の達成可能な最高基準を享受する権利の漸進的な実現を提供する (第12条)。経済的・社会的・文化的権利に関する委員会⁵¹は、この権利を、「時宜にかなった妥当な健康管理にだけでなく、安全な飲用水及び十分な衛生状態、安全な食料・栄養分・住宅の十分な供給、職業上及び環境上健全な状況、及び健康関

連の教育及び情報へのアクセスなどの、健康の根本的決定要素にも及ぶ包括的権利」と解釈している。同委員会は、「健康を享受する権利は、全ての人権と同様に、3種類または3段階のレベルの義務、すなわち、尊重する義務、保護する義務及び達成する義務を締約国に課す」と述べている。次に、達成する義務には、促進する義務、付与する義務及び奨励する義務が含まれる⁵²。

ICESCRなどの人権条約は各国向けのものであるが、企業は、心身の健康についての達成可能な最高の基準を享受する権利の漸進的な実現に悪影響を及ぼすこと、あるいは、それを漸進的に実現するための締約国の対策を損ねることがある。このため、企業には、この権利の漸進的な実現を支援する上で果たすべき重要な役割がある。上述した直接的な健康リスクの他に、農作業及びフードシステムが、より間接的に個人の健康に影響を及ぼすことがある。

リスク軽減策⁵³

- 事業全体で、影響を受けるコミュニティの安全衛生への**リスク及び影響**を評価する。
- 適正国際産業規範に適合し⁵⁴、特定されたリスク及び影響の性質及び規模に相応した**予防及び抑制措置**を確立し、リスク及び影響の回避に努め、回避できない場合は最小限に抑える。
- 労働者、第三者及びコミュニティが、事業により放出されることがある**有害材料及び物質**にさらされることを、例えば、潜在的危害を引き起こす状況または物質の改質、置換または排除により、また、有害物質及び廃棄物の受渡し、輸送及び処分の安全性を管理する合理的な取組みの実施により、回避する、または、最小限に抑える。
- 事業により発生する可能性がある、水媒介性、水性、水関連性、生物媒介性及び伝染性**疾患**にコミュニティがさらされる可能性を、脆弱な集団への差別的曝露及び同集団の高い感受性を考慮に入れて、回避する、または、最小限に抑える。
- **緊急事態**に効果的に対応する準備において、影響を受けるコミュニティ、地方政府機関及び関連当事者に対し、特に、緊急事態への対応でそれらの参加及び協働が必要な場合⁵⁵、支援し、協働する。
- コーデックス⁵⁶などの世界的**食品安全基準**と、OIE基準⁵⁷などの世界的動物衛生基準の遵守について検討する。
- 食品安全の確保だけでなく、社会及び環境管理の促進及び信頼の向上のために、**トレーサビリティ**を推進する⁵⁸。

5. 食料安全保障及び栄養

リスク

ICESCR（第11条）に基づいて、十分な食料は十分な生活水準を享受する権利の一部となっている⁵⁹。ICESCRの締約国は、十分な食料を含む、十分な生活水準を享受する権利を漸進的に実現するための措置を講じることを約束する。

ICESCRは、全ての人が空腹から解放される基本的権利も認めている。締約国は、この権利を認識した上で、食料生産、保存及び流通の方法の改善に必要な措置を講じること、食料輸入国及び食料輸出国の問題を考慮に入れることについて検討すべきである。「経済的・社会的・文化的権利に関する委員会」では、これらの権利は、「全ての男性、女性及び子どもが、単独で、または、コミュニティにおいて他者と一緒に、十分な食料に、または、その調達手段に、物理的・経済的に常にアクセスできる場合」に実現すると解釈している。同委員会は、「十分な食料を受ける権利は、その他の人権と同様に、締約国に、3種類または3段階のレベルの義務、すなわち、尊重する義務、保護する義務及び達成する義務を課すこと、また、食料に対する国民の資源基盤を保護するそれらの義務の一環として、締約国は、民間ビジネスセクター及び市民社会の活動が食料を受ける権利と調和するための適切な措置を講じるべきである」と述べている⁶⁰。

国家食料安全保障を背景とする十分な食料が保障される権利の漸進的実現を支援するための「FAO自主的ガイドライン」は、十分な食料を受ける権利の実現に向けたガイダンスを各国政府に提供している。この中には、個人の必要食事を満たすのに量的及び質的に十分な食料の入手可能性と、危険物質が含まれず、所定の文化で受容される十分な食料の、または、その調達手段の物理的・経済的利用可能性の促進が含まれることがある。本ガイドラインは各国政府に対し、全ての食料が、地元産か輸入品か、無料品か市販品かにかかわらず、安全で各国の食品安全基準に適合していることを保証する措置を講じるよう奨励している。本ガイドラインは、各国政府が、動物用飼料を含むフードチェーン全体で食品安全を確保するための、リスク分析及び監督機構を用いて、食品感染疾患を低減する包括的・合理的食品管理システムを確立することを提案している。

「FAO自主的ガイドライン」は各国向けのものであるが、企業には果たすべき重要な役割がある。農業投資は、2008年の食料価格高騰のあとに、特に、食料需要の増加に対応するために増加した。全世界の食料生産は、予測需要に応えるために、2050年までに60%増加する必要があると見積もられている。そうした投資は、生産量増大、貧困削減及び経済発展促進の可能性を保証するが、様々な方法での食料へのアクセスを損なうこともある。最も注目すべき負の影響の1つは、広大な土地の取得と、その過程での、その土地からのコミュニティの移住、または、その土地へのコミュニティのアクセス妨害から生じることがある (FAO, 2010)。

リスク軽減策

- 可能な範囲で、食料の利用可能性及び入手可能性、現地雇用、食の嗜好及び食料供給の安定性に対する**事業の影響**について、地方政府及び他の関連するステークホルダーを巻き込む等により、**検討する**。
- 様々なステークホルダーの食料関連の懸念事項を、関連するステークホルダーとの協議により尊重しながら、適宜、様々なステークホルダーの**食料関連の懸念事項を特定し**、戦略が投資目的に合致するかを評価する。
- 可能な範囲で、**プロジェクト設計を調整して**、例えば次のいずれかの方法により、食料安全保障及び栄養への悪影響についての懸念に対処する： 投資案が現地コミュニティの物理的及び、または経済的立ち退きを引き起こす場合、実行可能な代替投資を検討すること。劣化した土地を開墾する、または、以前に農業用に使

用されたことがなく、環境上脆弱ではない土地を選定すること。食料安全保障及び栄養に寄与するために、農業生産性を持続可能な強化により向上させること。

- 可能な範囲で、次の方策により、食料へのアクセスと地域住民の回復力及び栄養⁶¹の向上への寄与について検討する：安全で栄養がある多様な食料の生産量増大と食料及び農産物の栄養価の向上、投入材・技術・市場へのアクセスの促進、川下活動での雇用の創出、収穫後のロスと価格変動を低減するためのコミュニティの貯蔵施設の設置⁶²。

6. 天然資源の保有権及びアクセス権

リスク

土地保有権リスクは、いくつかの土地保有の主張が重複する場合に生じるもので、新興国の土地所有権への投資において、統計的に有意なリスクとなっている (Munden Project, 2013)。世界銀行及びUNCTADが分析した39件の大規模アグリビジネス投資の中で、土地保有権は、影響を受けるコミュニティにとって、最も一般的な苦情の原因として特定された。その主な原因は、コミュニティが非公式な土地所有権を持っていた土地をめぐる対立と、特に土地取得の条件及びプロセスに関する透明性の欠如であった (WB, 2014)。2013年に、IFC及びMIGAのコンプライアンス・アドバイザー・オンブズマン (CAO)⁶³が受領した苦情の手紙の中で挙げられた問題の半分以上が、土地関連のものであった。また、2000年以降にCAOが扱った全ての案件のうち、土地と水に関するものが、それぞれ約4分の1であった。これらの資源に対する重荷の増大は、それらの利用、量及び管理について懸念を引き起こす。土地と水は、しばしば文化及びアイデンティティに対する意識と絡まっている。CAOの土地関連の苦情において、個人による主要な苦情は土地の取得 (22%)、補償 (33%) 及び再定住 (32%) である (CAO, 2013)。

食品飲料業界は、土地及び水へのアクセスに関連する権利に十分な配慮がされていないため、市民社会組織から告発を受ける数は、採掘業に次いで2番目である (EC, 2011)⁶⁴。土地は、単なる生産的資産と考えられるべきではない。その環境上及び社会文化上の役割も認識されることが望ましい。土地は、飲料水及び灌漑用水を含む様々な生態系サービスの源であり、農場主にとっては安全網で老齢保険になりえる。土地は、先住民及び現地コミュニティの社会的、文化的または宗教的慣行において大きい役割を果たすこともできる。

国には保有権を保護する第一義的責任があるが、企業は、法的枠組みは必ずしも十分ではないと想定する必要がある。発展途上国の土地所有単位の約70%が公式に登録されていない (UN HABITAT, 2015; McDermott *et al.*, 2015)。このため、企業は、正当的な保有権を尊重することを積極的に保証することが望ましい。特に、下記のリスクについて検討することが望ましい。

- リスクは、国内法が合法的な保有権の全容を反映していない場合、または、国内法が効果的に履行されていない場合に生じる。例えば、国内の土地所有権付与・登記制度が不十分な場合があり、特に女性の土地利用者の保有権を保護せず、関連する土地保有権の主張について不完全な情報を企業に提供していることがある。土地がある季節だけ使用され、使用されていないように見える場合、土地保有権はさらに複雑になることがある。例えば、国内避難民が土地を明け渡した場合

や、牧草、まぐさまたは移動農耕のために土地が使用される場合である。その場合には、企業は、その活動により負の影響を受ける可能性がある特定の権利保有者（法定か慣習的か、1次か2次か、集団または個人が正式か非正式かにかかわらず）を、協議から除外することができる（OECD, 2011）。

- 国が、企業とステークホルダー間の協議に明確で透明性がある規則を提供しない場合、または、保有権の大規模取引により生じるリスクから既存の保有権を守る保護手段を提供しない場合、リスクが高まることがある。特に、国内規則が履行されていない、あるいは、(i) 保有権の保有者と、誠実に、文化的に妥当な方法で適切なエンゲージメントを履行するのに、(ii) 独立した参加型の事前及び事後の影響評価の使用等により、土地などの天然資源を移動・使用する手順を特定するのに、及び、または賠償を得る手順を特定するのに、国内規則が十分ではない場合に、企業は危険にさらされることがある（UN, 2009）。土地取得をめぐる協議で包摂性が欠如すると、企業とコミュニティの間に緊張とおそらく対立を引き起こすことがあり、双方はプロセスから除外されたと考えて、企業の権利について論争になる可能性がある（FAO, 2013）。
- 各国政府は、土地を収用する場合、元の正当な土地保有権の保有者に、迅速、十分かつ効果的な補償を与える第一義的責任があるが、企業は、その事業により、意義のある協議なく、現地コミュニティの再定住が起きないこと、あるいは、適切な補償なく、強制立ち退きが発生しないことを保証する責任がある。国は、VGGTに従って、公共目的で土地保有権が必要になる場合にのみ収用し、司法審査が可能になるために、公共目的の概念を法律で明確に定義しておくことが望ましい。しかし、多くの発展途上国では、公共目的の不明瞭な、及び、または広い定義、土地利用計画の欠如、土地管理及び土地投機における高い汚職率によって、不法収用が起きる。こうした収用は、現地コミュニティの生計の喪失、または、土地や他の重要な天然資源へのアクセスの制限を誘発することがあるため、栄養不足、格差社会、貧困の固定化または政情不安を引き起こす⁶⁵。このため、十分な食料へのアクセスの妨げとなることがある。こうした収用は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に記載されているように、先住民の権利も侵害することがある。政府が現地コミュニティと適切な協議を実施せずに、または、先住民による自由意思による事前の十分な情報にもとづく合意を獲得せずに、相当の補償を提供しなかった収用に、企業が関連している場合、企業は、その評判及び事業で悪影響を受ける可能性がある。これは、企業と、除外された、または、不公正に扱われたと思うコミュニティとの間に緊張及び対立を引き起こす可能性が高い（FAO, 2013）。こうした場合、企業は計画した事業から撤退する選択肢を検討することが望ましい。

土地保有権リスクのレベルは投資の種別に依存する。未開発地への投資の場合、コミュニティは私的目的のため収用されず、公平かつ迅速な補償無しに収容されないことを確保するため、徹底したデュー・ディリジェンスの実行が望ましい。遊休地への投資、合併及び合併・買収の場合、元の事業者が土地保有権が付与されていることがあり、土地紛争が引き継がれる場合がある。その結果、特に、VGGTが2012年によく承認されたため、これらの権利の獲得が本ガイダンスに規定されている基準を考慮したことを、デュー・ディリジェンスが保証するはずである。既存のプロジェクトへの投資は、土地保有権が適切に獲得されたことを保証する機会を、獲得されなかった場合は、影響を受けるステークホルダーへの補償方法を探す機会を、また、

新しい協力モデルを探すため、現地コミュニティと再度エンゲージする機会を、企業に提供する。

リスク軽減策

- 現地の公開された協議等により、**権利保有者**と他の関連ステークホルダーを**特定する**⁶⁶。権利保有者には、公認保有権の保有者だけでなく、女性の保有権を含む、正式な登記及び資格がなかった可能性がある公的、私的、共用、集合的、先住民及び慣習的保有権の保有者も含まれる。
- 影響評価、特に初期段階（スクリーニング及びスコーピング）及び管理、監視及び不測事態対応計画について助言を行うための、関連する利害関係者を代表する**委員会を設立する**。先住民、現地コミュニティ及び疎外された集団の適切な代表を確保するために、特別な配慮が必要である⁶⁷。
- 各国が、公共目的で土地、漁業または森林の保有権が必要になる場合にのみ収用することと、公共目的の概念を法律で明確に定義することを認識した上で、投資案が現地コミュニティの**物理的及び、または経済的立ち退き**を引き起こす場合、実行可能な代替投資について検討する⁶⁸。
- 保有権の保有者が事業による悪影響を受ける場合、政府と協力して、下記のことを実施して、事業による悪影響を受けた保有権に対する公平、迅速かつ適切な**補償**を、保有権の保有者が確実に受領できるようにする。
 - － 提供される補償に関する誠実で効果的で意義のある協議を開催し、補償基準の一貫性及び透明性のある適用を確実に実施する。
 - － 質、大きさ及び価値に見合った土地ベースの補償を優先する。あるいは、土地以外の資産（農作物、水源、灌漑施設及び土地改良）を含む、失った資産に対し、完全な再取得原価で補償する。さらに、生活水準または生計の改善または回復に資する他の支援を提供する。
 - － 補償協定の履行のモニタリング⁶⁹。
- 政府の能力が限定的な場合、再定住計画の立案、実施及びモニタリングにおいて積極的な役割を果たす⁷⁰。

7. 動物福祉

リスク

動物福祉の重大なリスクは、農業サプライチェーンで生じることがある。それらのリスクは、動物の動きを制限している個々の区画内の空間の制約、病気の感染と他の動物との有害な接触を起こす可能性を高める高い飼養集団密度、行動上の問題を引き起こす不毛な変化のない環境、空腹を満たさない給餌、痛みを引き起こす有害な畜産処置、解剖学的障害または代謝障害を強める生産形質のための育種との関連性がありうる。博識で熟練した畜産業者による不適切な投入材が、これらのリスクを増大させることがある（IFC, 2014）。

動物福祉の増進はビジネス上、理にかなっていない。疾病は、動物福祉及び事業の持続可能性に対する共通の脅威の好例である。OIEの見積もりによると、動物疾患による罹病率及び死亡率は、全世界の家畜生産量の20%以上を失わせるが、これは少なくとも食肉で6,000万トン、牛乳で1億5,000万トンに相当し、金額では年間約3,000億米ドルになる。また、世界の多くの地域の豊かさが、消費者による選択肢を増やし、食品生産基準についての期待を高めた。欧州及び北米での調査によると、消費者の大多数は、動物福祉に関心があり、苦痛がないように飼育された家畜によるものと見なされている畜産物に対して、厭わずにかなりの出費をした (IFC, 2014)。

国際基準及び原則での動物福祉への言及は十分ではない。最も包括的な指導原則は国際獣疫事務局 (OIE) が策定している。2008年にOIEの加盟国は、動物福祉が実際に何に関連しているかを国際的規模で明確化するため、動物福祉の定義を採択した⁷¹。動物福祉は、状況、及び、または管理が不適切な場合、いかなる農場規模でも損なわれうる (RSPCA, 2014)。

9つのOIE基準は、動物の輸送及び屠殺、牛及び家禽類の生産システム、野良犬の個体数の管理、研究での動物の使用を含む福祉上の特定の課題に対処するものを含んでいる。これらの基準は科学的証拠に基づいており、動物福祉の基本原則は次の「5つの自由」として知られている：「空腹・喉の渇き・栄養不良からの自由」、「物理的・温度的不快からの自由」、「痛み・負傷・疾病からの自由」、「恐怖・苦悩からの自由」及び「正常な行動パターンを表す自由」⁷²。英国環境・食料・農村地域省 (DEFRA) は、この5つの自由を確立して、適正規範の例を提供している。DEFRAの家畜福祉のための推奨規約の前書きで強調されているとおり、家畜生産に従事する企業は次の事項を実証する必要がある： 福祉活動と責任ある計画立案及び管理、熟練した博識で良心的な畜産の仕事、適切な環境設計、動物に対する思いやりのある取扱い、輸送及び無痛屠殺 (DEFRA, 2003)。

OIE基準の他に、欧州連合 (EU) は詳細な動物福祉法を採択しており、「欧州連合の機能に関する条約」の第13条では、動物を「感覚のある生き物」と見なしている⁷³。動物福祉に関する大半のEU規則は、EUの生産者のみに適用されているが、食肉をEUに輸出しようとする第三国は、屠殺時の福祉に関するEU基準と同等の基準を設ける必要がある。さらに、EUは、国際貿易協定により、動物福祉に関する国際基準を集約する取組みを行っている。動物福祉に関する追加基準及び認証スキームが、民間企業、政府及び市民社会組織により策定されている⁷⁴。

リスク軽減策

- 「5つの自由」の枠組みを使用して、動物福祉への実際の及び潜在的な影響を評価する。
- 物的環境により、快適な休息、通常の姿勢の変更を含む、安全で快適な運動、動物が動機づけられている種類の自然な動作を行う機会を実現できるようにする。
- 動物が、正常な健康及び生産性を維持し、長期間の空腹、喉の渇き、栄養不足または脱水症状を防ぐために、年齢及びニーズに合った十分な飼料及び水にアクセスできるように保証する。

- **痛みを伴う処置**が回避できない場合、利用可能な手法が許す範囲で、結果的に生じた痛みに対処する。
- **動物の扱い**が人と動物との良好な関係を育み、傷害、パニック、永続的な恐怖または回避可能なストレスを引き起こさないようにする。
- 環境及び境遇にふさわしい**家畜の品種**を利用して、生産病及び他の内因的問題の発生なく飼育できるようにする⁷⁵。

8. 環境保護と天然資源の持続可能な利用

リスク

農業活動は、特に、土壌及び水分の保全、流域保護、植生及び生息地の回復、生物多様性を維持する土地管理技法を採用することにより、生態系サービスを強化する環境に配慮した慣行を展開できる。しかし、短期間に農業生産量を増加させようとする農業投資は、土地の老朽化、水源の涸渇、原生林及び生物多様性の喪失を含む、長期間の生態系の劣化を引き起こすことがある。世界の森林消失の約55～80%は、土地の農業用への転換によるものである (UNEP, 2015)。世界銀行及びUNCTADが2014年に分析した39件の投資案件の中で最もよく発生した問題は、水の汚染、薬品の漂流、空中散布など、農薬の使用に関連したものであった。また、農業活動は、温室効果ガス排出、流域への影響、事業用地からは遠く離れて発生しているが、事業に直接関連している森林伐採を含む、外部の影響を生じることがある (FAO, 2010)。

環境への負の影響は、投資に先立つ適切な環境影響評価の未実施と、その実施時に効果的な環境管理システムの欠如が原因の場合がある (FAO, 2011)。これらの評価の品質、包括性及び国民の利用可能性は、大規模投資への批判の的になることが多かった (FAO, 2010)。負の影響を完全に評価するための科学的証拠が不十分な場合、リスクが高くなる。効率的な資源利用及びリサイクル、排出量削減、有害物質の代替または使用量削減、及び、生物多様性保全に関する国際基準が発展するにつれ、企業のリスクも急上昇していく (OECD, 2011; IFC, 2012)。

リスク軽減策

- 企業の特徴に対応した**環境管理体制**を、次の方策等により確立し、維持する： 企業の活動による環境、衛生及び安全への影響に関する十分な時宜にかなった情報の収集や評価。有害生物及び、または肥料の統合管理計画の作成等による、改善された環境パフォーマンスや資源利用の計測可能な目的及び、必要に応じて、目標の制定⁷⁶。環境上及び安全衛生上の目的または目標に向けての進捗の定期的な監視と検証⁷⁷。
- 環境管理システムの有効性を**監視・計測**する手順を確立する。政府または第三者が、特定の環境上のリスク及び影響と、関連する軽減措置を管理する責任を負っている場合、そうした軽減措置の制定及び監視で協働する。必要に応じて、監視活動への、影響を受けるコミュニティの代表の参加について検討する⁷⁸。

- プロセス、商品及びサービスと関連がある予測可能な環境、衛生及び安全に関連する影響に、そのライフサイクル全体にわたって、それらの影響の回避、または、不可避の場合は軽減を目的として、**対処する**。活動案が、環境、衛生または安全に大きい影響を及ぼす恐れがある場合、かつ、所管官庁の決定に従っている場合、適切な環境影響評価書を用意する⁷⁹。
- 環境への危害となるリスクが存在する場合、人の安全衛生へのリスクを配慮して、リスクの科学的・技術的理解に合致する、被害を防止または最小限に抑えるための費用効果の高い対策を延期する理由として、**科学的証拠の欠如**に言及することは避ける⁸⁰。
- 事故や緊急事態を含む、事業による深刻な環境上及び健康上の被害を予防・軽減・抑制するための**不測事態対応計画**を維持管理し、該当する場合、潜在的に影響を受けるコミュニティ及び地方政府機関を補助し、それらと協働して、所管官庁に直ちに届け出る仕組みの構築等により、緊急事態に効果的に対応する⁸¹。
- 費用、企業の機密保持及び知的所有権の保護についての懸念事項を考慮に入れて、国民及び労働者に、企業の活動による環境、衛生及び安全への潜在的影響に関する、十分に計測可能で時宜にかなった**情報**を提供し、企業の環境や安全衛生方針の影響、及びそれらの実施による影響を直接受けるコミュニティとの妥当で時宜にかなったコミュニケーション及び協議に参加する⁸²。
- **生物多様性、遺伝資源及び生態系サービス**への悪影響を防ぎ、それらの保全を支援することに努め、悪影響を防止できない場合は、**適応管理手法**により、影響を最小限に抑え、生物多様性及び生態系サービスを回復させる対策を履行する⁸³。
- 現在の資源の将来における利用可能性を維持しながら、**資源の利用効率**を高めるため、必要に応じて、政府と協働して、最も適切な生産システムを選択する⁸⁴。これは、特に下記のことに努めることを示している。
 - － **水保全**、廃水処理及び水使用効率を改善し、この目的を達成するための技術に投資し、その技術を利用する⁸⁵。
 - － **農業投入材及び生産物の管理**を改善して、生産効率を上げ、環境への脅威と、植物、動物及び人体の健康への脅威を最小限に抑える⁸⁶。
 - － 生産及び収穫後作業における**廃棄や及びロス**を削減し、廃棄物、及び、または副産物の生産的利用を増加させる⁸⁷。
 - － **エネルギー消費**効率を向上させるため、技術的・資金的に実行可能で費用効果の高い対策を履行する⁸⁸。
 - － **温室効果ガス排出量**を低減、及び、または撤廃するための対策を適宜、講じる⁸⁹。

9. ガバナンス

9.1 汚職

リスク

政府が、透明性及び腐敗対策について明確で強制力が十分な法律を制定していない場合、企業のガバナンスに関連したリスクは高い (OECD, 2006)。土地セクターを監督する政府機関は、警察及び司法を除けば、サービスレベルの贈収賄の影響を最も受ける公的機関の1つである (TI, 2011)。企業は、慣習的土地保有権を保有する現地コミュニティに損害を与えて、広大な区域へのアクセスを得るために、不当な便益を提供しなければならないことがある。汚職は、政府が助成した信用貸しの配分に影響を及ぼすこともあり、国家公務員が、信用貸しを付与する時に不必要な手数料を得ている。農業投入材製造会社が、利益の分け前を公務員に提供するために生産物を高い価格で政府機関に販売することがあるため、汚職も農業投入材の価格を上げることがある。

汚職についての申立ては、農業投資による利益を減らす、あるいは、資源利用コストを増大させ、現在及び将来のインフラ開発との相乗効果を最小限に抑え、紛争の可能性を高くすることにより、それらの実現を妨げる、のいずれかである (FAO, 2010)。それらは、長期間の良好な関係の発展にとって不可欠な、企業における現地コミュニティの信頼及び信用を損ねることがある。

リスク軽減策

- 人権、環境、衛生、安全、労働、納税または他の問題点に関連する法定または規制枠組みでは想定されていない免除の獲得または受入れは差し控える。
- 仕事またはその他の不適切な便益を獲得または保持するために、公務員、取引先の労働者、あるいは、それらの親戚または取引仲間に対し、直接的または間接的（第三者を経た）に、賄賂または他の不当な便益を申し出、約束、提供または要求しない。
- 贈収賄の防止・探知のために、適切な内部統制、倫理及びコンプライアンスプログラムまたは措置を策定し、採用する。
- 内部統制、倫理及びコンプライアンスプログラムまたは措置において、少額の利益供与金の使用を禁止する、または、やめさせる。ファシリテーション・ペイメントは、支払われている国では一般的に違法である。その支払いが行われる場合、帳簿及び財務記録にこれらを正確に記録する。
- 代理人の雇用に関するデュー・ディリジェンスを適切に記録し、代理人の妥当で定期的な監督を確実なものにし、代理人の報酬が妥当で合法的サービス専用であることを確認する。
- 現地の政治活動への不適切な関与を慎む⁹⁰。
- 客観的な査定額、透明性があり分散化されたプロセス及びサービス、及び、上訴権を使用して、保有権、特に、先住民及び現地コミュニティの慣習上の保有権に関して汚職を防止する⁹¹。

- 「**OECD国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約** (OECD贈賄防止条約)」を履行するために、各国政府の取組みに協働する⁹²。

9.2 納税

リスク

企業は、その課税額の時宜にかなった支払いを行うことにより、受入国の経済発展に寄与することができる。企業のリスク管理システムにおける税務ガバナンス及びコンプライアンスにより、税制に関連した金融上、規制上及び評判上のリスクを完全に特定し、評価することが可能になる (OECD, 2011)。大企業を対象とした最近の運動で実証されたとおり、課税逃れは評判上のリスクを高めることがある。

リスク軽減策

- 事業と関連して課される税金を正確に求めるために適切な、または、法律に規定されている**時宜にかなった情報**を、当局に提供する。
- **移転価格**算定方法を独立企業の原則に一致させる。
- 税制に関連した金融上、規制上及び評判上のリスクを完全に特定し、評価することが可能になるよう、**リスク管理戦略**を採用する⁹³。

9.3 競争

リスク

競争制限的な慣行は、消費者に悪影響を及ぼすだけでなく、買い手側の過大な力が抑止されず、それによって食料安全保障及び栄養に影響を及ぼす場合、小自作農の交渉力も弱めることがある (UN, 2009)。同様に、競争市場で損をして生産物を販売する大企業によるダンピングは、中小企業を含む競合企業を市場から追い出すことがある。競争法規が十分には策定または執行されていない国では、企業が、合理的な通知のない濫及的な価格引き下げや、消費者の苦情のためサプライヤーに課される不当な支払いなどの、買い手側の力を不当に用いる行為をやめる上で、十分な経営上の注意を払わない場合、競争基準を侵害する危険を冒す (OECD, 2006)。

リスク軽減策

- 競合企業間の**競争制限的な取決め**の締結または履行を差し控える。
- 適用法及び適切な防護対策に従って、情報請求に対し、可能な限り迅速かつ完全に回答を提供することや、調査機関間の効果的で効率的な協力を促進するため、必要に応じて、機密保持の権利放棄証書などの利用可能な文書の使用を検討すること等により、**競争調査機関に協力する**⁹⁴。

10. 技術及びイノベーション

リスク

技術の推進及び共有は、人権の享受を支援し、環境保護を強化する環境の創出に寄与することができる。ただし、農業での実際の技術移転が、企業が公表する水準まで上がることはめったにないことである (UNCTAD, 2009)。

遺伝物質と、先住民、現地コミュニティ及び農民の伝統的知識に関して、「生物多様性条約」、「食料・農業植物遺伝資源条約」及び「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」の締約国は、遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用に関連する特定の国際的義務を有する。企業は、各国政府と協働して、これらの国際的義務を遵守する上で政府を支援する、あるいは、関連する知的所有権法を考慮に入れて、少なくとも政府を損ねないようにすることができる。

リスク軽減策

- 活動が、**受入国**の科学技術政策及び計画と両立することができ、必要に応じて、地方及び国の革新的能力の開発に寄与するよう努力する。
- 事業の過程で実行可能な場合、知的所有権の保護を十分に配慮して、現地な適応した革新的技術、ノウハウ及び手法の**移転及び急速な拡散**を可能にする手法を採用する⁹⁵。
- 国内法を条件とし、かつ、該当する国際条約に従って、種子を含む遺伝資源を保存、使用、交換及び販売する**農場主の権利**を尊重し、ブリーダーの利益を認める⁹⁶。
- 必要に応じて、商業ニーズを考慮に入れて、**現地市場**のニーズに取り組み、現地の人を雇用し、彼らのトレーニングを奨励するための、発展途上国での科学技術開発事業を実施する。
- **知的財産権**の使用許可を与える場合、または、技術移転を行う場合、合理的な契約条件に基づいて、かつ、受入国の長期の持続可能な発展に寄与する方法で行う。
- 商業目的に関連性がある場合、**現地の大学**及び公的研究機関との関係を発展させ、現地の業界または業界団体との共同研究プロジェクトに参加する⁹⁷。

附属書A — 注記

1. OECD行動指針 III.1～3、VIII.2。CFS-RAI原則 9.ii。VGGT 12.3。Akwé: Konガイドライン 10～11。IFCパフォーマンス基準 1 第29項。国連指導原則に追加され、国連人権理事会が承認した国連「責任ある契約の原則」原則 10。これは、オーフス条約 第5.6条の履行も支持することができる。「生産物特性」に関する情報には、生産物の価格と、必要に応じて、内容、安全な使用、環境属性、維持管理、貯蔵及び処分に関する情報を含む、消費者が十分な情報にもとづく判断ができるだけの十分な情報を含めることが望ましい (MNE行動指針 VIII.2)。
2. Akwé: Konガイドライン 10～11。
3. オーフス条約 第5.1条c。
4. OECD行動指針 III.1。
5. IFCパフォーマンス基準 1 第27項。
6. IFCパフォーマンス基準 7 第13～17項。Akwé: Konガイドライン 29、52～53、60。VGGT 3B.6、9.9。CFS-RAI原則 9.iii。先住民族の権利に関する国際連合宣言 第10条。IFCパフォーマンス基準 1 第33項により、ステークホルダーとのエンゲージメントが主に政府の責任の場合、企業は、担当政府機関が認可する範囲で、その機関と協働することが望ましい。政府の能力が限定的な場合、企業は、ステークホルダーとのエンゲージメントの計画立案、履行及びモニタリングの期間中に積極的な役割を果たすことが望ましい。政府が実施したプロセスが意義のあるエンゲージメントの関連要件を満たさない場合、企業は、相補的プロセスを実施し、必要に応じて、追加処置を特定することが望ましい。
7. VGGT 3B.6。IFCパフォーマンス基準 1 第30項。
8. VGGT 9.9及び4.10。Akwé: Konガイドライン 14～17。PRAI原則 1及び4。IFCパフォーマンス基準 1 第26～27項及び30項。
9. Akwé: Konガイドライン 17。IFCパフォーマンス基準 1 第30項～31項。
10. Akwé: Konガイドライン 7～8。IFCパフォーマンス基準 1 第27項。
11. OECD行動指針 VI.3及びVI.67。
12. 「高保護価値評価」や「高炭素蓄積評価」などの手段を使用することができる。環境への潜在的な負の影響に関する詳細については、「環境保護と天然資源の持続可能な利用」のサブセクション8を参照することができる。
13. CFS-RAI原則 10。Akwé: Konガイドライン 6、37及び48。
14. CFS-RAI原則 10.i。Akwé: Konガイドライン 14。
15. IFCパフォーマンス基準 1 第8項及び10項。
16. CBD 第8条(j)及び10条。ITPGR 第9.2条。名古屋議定書 第5条。ILO条約 169 第15条。
17. 一覧表は名古屋議定書の附属書で参照できる。
18. Akwé: Konガイドライン 46。
19. CFS-RAI原則 1.iii及び2.iv～vii。PRAI原則 6。ILO MNE宣言 第20項。Akwé: Kon

- ガイドライン 46。IFCパフォーマンス基準 7 第18項～20項。
20. ILO MNE宣言 第10項、PRAI原則 5。
 21. PRAI原則 6。Akwé Konガイドライン 46。IFCパフォーマンス基準 7 第18項～20項。
 22. IFCパフォーマンス基準 1 第35項。
 23. 国連指導原則 31 注釈。
 24. OECD行動指針 IV.46。
 25. OECD行動指針 IV.1～3。
 26. OECD行動指針 IV.37。
 27. Akwé Konガイドライン 13。IFCパフォーマンス基準 7 第8項。
 28. 詳細については、影響評価に関する上のセクションを参照。
 30. CFS-RAI原則 3及び4。
 31. CFS-RAI原則 3。女子差別撤廃条約（CEDAW）。
 31. CFS-RAI原則 3。女子差別撤廃条約（CEDAW）。
 32. CFS-RAI原則 3.iii。
 33. 結社の自由及び団結権の保護に関する条約 1948 (No. 87)。団結権及び団体交渉に関する条約 1949 (No. 98)。強制労働に関する条約 1930 (No. 29)。強制労働の撤廃に関する条約 1957 (No. 105)。最低年齢に関する条約 1973 (No. 138)。最悪の形態の児童労働に関する条約 1999 (No. 182)。同一労働同一報酬に関する条約 1951 (No. 100)。差別待遇（雇用及び職業）条約 1958 (No. 111)。
 34. また、労働組合の参加権及び結成権は、「欧州人権条約」（第11条）で保護されている。労働組合の参加権は、「米州人権条約」（第16条）と「アフリカ人権憲章」（第10条）に規定されている結社の自由を享受する権利で保護されている。
 35. CFS-RAI原則2で労働者の権利を扱っている。
 36. ILO MNE宣言 21。OECD行動指針 V.1.e。「OECD行動指針」の注釈 54は、「他のステータス」という用語が、本行動指針の必要上、労働組合活動と、年齢、障害、妊娠、結婚歴、性的指向、HIVステータスなどの個人的特徴を指していると規定している。障害者権利条約（CRPD）が障害を理由とした雇用差別を禁じていることは、注目に値する。
 37. ILO MNE宣言 36。OECD行動指針 V.1.c。「子どもの権利とビジネス原則2」。「子どもの権利とビジネス原則」は新たな国際法的義務を作らない。同原則は、「児童の権利に関する条約」とその選択議定書で概説されている権利に基づいている。同条約は最も批准国が多い人権条約で、193か国の政府が同条約に署名・批准した。これらの原則は、ILO条約の「最悪の形態の児童労働」に関するNo. 182と、「最低年齢」に関するNo. 138にも基づいている。それらも、「国連グローバル・コンパクト」の「10原則」及び国連指導原則を含む、企業向けの既存の基準について詳述している。
 38. OECD行動指針 V.1.d。IFCパフォーマンス基準 2 第13項、15項、21項、22項及び27項。

39. ILO MNE宣言 34。OECD行動指針 V.4.a及びb。
40. ILO MNE宣言 25。
41. ILO MNE宣言 26。OECD行動指針 V.6。
42. ILO事業内のコミュニケーションに関する勧告・1967年 (No. 129) 第2項。
43. 会社・部門レベルでの団体交渉を含む労使関係制度は、苦情の防止・対処において重要な役割を果たすことができる。
44. IFCパフォーマンス基準 2 第14項。ILO MNE宣言 17、52～53。
45. OECD行動指針 II.9、V.1～3、V.6～8。ILO MNE宣言 41、44、47、51～56。
46. OECD行動指針 V.4～5。ILO MNE宣言 第18項。
47. ILO MNE宣言 16～18、30～34。
48. CFS-RAI原則 3.iii及び4.ii。
49. ILO MNE宣言 31。
50. この手法を承認した国及び組織は次のとおり： 欧州委員会、米国国務省、米国農務省、米国疾病管理予防センター (CDC)、世界銀行、世界保健機関 (WHO)、FAO、OIE及び国連インフルエンザ対策調整事務局 (UNSIC)。詳細情報については、www.onehealthglobal.netを参照。
51. 「経済的・社会的・文化的権利に関する委員会」の「概説 (General Comment)」は拘束力はないが、ICESCRの公定解釈である。
52. 「経済的・社会的・文化的権利に関する委員会」、概説 14 (2000)。ICESCRは、締約国が、心身の健康の達成可能な最高基準を享受する権利を認めている、広く批准されている国際文書であるが、健康関連の権利は、児童の権利に関する条約 (CRC)、女子差別撤廃条約 (CEDAW)、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約 (CERD) 及び障害者権利条約 (CRPD) を含む、他の文書でも規定されている。
53. 消費者の利害に関する特定の勧告については、OECD行動指針 VIIIを参照。
54. IFCパフォーマンス基準 3は、「適正国際規範」を「世界的または地域的に同一または同様の状況下で同じ種別の事業に従事している熟練した経験豊かな専門家に、合理的に期待される専門的技能、勤勉さ、慎重さ及び先見の明の発揮。こうした発揮の成果は、プロジェクトに固有の状況で、プロジェクトが最も適切な技術を使うことである」と定義している。
55. IFCパフォーマンス基準 4。
56. PRAI原則 5。FAOと世界保健機関 (WHO) が1963年に設立したコーデックス委員会は、消費者の健康を守り、食品取引の公正な実践を確実なものにするため、国際食品基準、指針及び実施規範を提案している。同委員会は、国際的な政府機関及び非政府組織が作成した様々な食品基準間の調整も促進している。HACCP原則はコーデックスに含まれている。HACCP原則は、食品安全と、最終製品を危険なものにすることがある生産プロセスにおける生物学的・化学的・物理的危険性に対処する系統的な予防手法である。HACCP原則は、これらの危険性を安全なレベルまで下げるための計測法を立案する。7つの原則は次のとおり：(1) 危害分析の実施、(2) 重要管理点の特定、(3) 管理基準の設定、(4) 重要管理点のモニタリン

- グ、(5) 是正処置の確立、(6) 検証、(7) 記録づけ。HACCPシステムは、包装と流通を含む、食品の生産・調製プロセスからの、フードチェーンの全ての段階で使用することができる。
57. 例えば、「世界食品安全イニシアチブ」が認定したスキームには、SSC 22000「Food Safety Management System」、BRC「Global Standards」及び「International Featured Standards」がある。欧州食品安全機関も食品安全基準を提供している。
 58. 2006年のコーデックス委員会により、トレーサビリティは、生産、加工及び流通の指定段階の中を移動する食品を追跡する能力と定義されている。トレーサビリティツールは、食品検査認証システムの目的に応じて、食品がどこから来たか（1段階前）とどこに行ったか（1段階先）を、食品サプライチェーンの全ての指定段階で特定できる必要がある。
 59. 食品関連の権利は、児童の権利に関する条約（CRC）、女子差別撤廃条約（CEDAW）及び障害者権利条約（CRPD）を含む、他の国際及び地域文書でも保護されている。
 60. 国連「経済的・社会的・文化的権利に関する委員会」、概説 12（1999）、第6項、15項及び27項。
 61. 詳細情報については、www.accessnutrition.orgの「Access to Nutrition Index」を参照。
 62. CFS-RAI原則 1.i及びiii、2.iii及びiv及び8.i、3.i及びiii。VGGT 12.4。PRAI原則 2。
 63. CAOは、IFCと多数国間投資保証機関（MIGA）のための独立償還機構である。CAOは、プロジェクトの影響を受けるコミュニティからの苦情に対応するもので、その目標は現場での社会的及び環境的成果を高めることである。
 64. 土地や他の天然資源の保有権は人権ではないが、様々な人権の享受にとって重要な意味があり、RBC基準で反映されている。重要な例外は、先住民が伝統的に占有している土地に対する先住民の所有権及び保有権であり、これはILO条約 169で成文化され、拘束力はないが広く引用されている「先住民の権利に関する国際連合宣言」の中で促進されている（附属書Bを参照）。
 65. 非自発的再定住は、土地取得及び、または天然資源の使用制限の結果としての物理的移動（土地からの移転または土地の喪失）と経済的移動（天然資源の消失、または、生計の喪失を引き起こす天然資源へのアクセス減少）の両方を指している。再定住は、影響を受ける人々が土地取得及び、または天然資源の使用制限を拒否する権利を有しない場合、非自発的と見なされる（IFCパフォーマンス基準 5）。
 66. VGGT 2.4。PRAI原則 1。Akwé: Konガイドライン 13。IFCパフォーマンス基準 7 第8項。
 67. Akwé: Konガイドライン 13。
 68. VGGT 12.4及び16.1。IFCパフォーマンス基準 5 第8項。ILO先住民・種族民条約・1989年（No. 169）第16条。これらの基準は、土地収奪に関する大手アグリ・フード企業の最近のコミットメントでも言及されていることに注意すること。
 69. PRAI 6.2.1。IFCパフォーマンス基準 5 第9項～10項、19項、27～28項、及びIFCパフォーマンス基準 7 第9項及び14項。
 70. IFCパフォーマンス基準 5 第30項。また、この基準の第31項では、企業が補完的な再定住・生計回復計画を作成するよう規定している。

71. 170か国以上が認めているOIEの定義によると、動物福祉は、動物が、生きている状況にどのような対処しているかを意味している。動物が、健康で、くつろいでおり、栄養が十分で、安全で、生得的行動を示すことができる場合（科学的証拠で示される）、また、動物が、痛み、恐怖、苦悩などの不快な状態に苦しんでいない場合、良好な福祉状態にある。詳細情報については、www.defra.gov.uk/fawcを参照。
72. 5つの自由は、「動物福祉」に関するOIEの勧告の導入部で、すなわち、「陸生動物衛生規約」の第7.1.2条で認められている。詳細情報については、「家畜福祉協議会」の「5つの自由」を、www.fawc.org.uk/freedoms.htmで参照。
73. See <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:12012E/TXT>.
74. これらの基準には次のものがある： IFC「Good Practice Note on Animal Welfare in Livestock Operations; Freedom Food of the Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals (RSPCA)」。Label Rouge。GAP 5-step。Soil Associationの有機基準。
75. OIE「陸生動物衛生規約 2015年版」第7.1.4条。これらの軽減策は、「Business Benchmark on Farm Animal Welfare (www.bbfaw.com)」の実体的基準に合致しているようである。
76. 有害生物管理計画の目的は、益虫または有益微生物を使用する生物的防除、害虫耐性作物品種、噴霧または剪定などの代替農作業などの各種技法を組み合わせ、有害生物の発生を低減することである。
77. OECD行動指針 VI.1。
78. IFCパフォーマンス基準 1 第5項及び21～22項。
79. OECD行動指針 VI.2～3。
80. OECD行動指針 VI.1、4～5。IFCパフォーマンス基準 1 第5項及び21～22項。国連グローバル・コンパクト原則 7～8。国連気候変動枠組条約 第3条。
81. OECD行動指針 VI.1、4及び5。IFCパフォーマンス基準 1 第5項及び21～22項。
82. OECD行動指針 VI.2～3。
83. IFCパフォーマンス基準 6 第7項。CBD 第8条及び9条。CFS-RAI原則 6.ii。IFCパフォーマンス基準 6 第26項も、「実行可能な場合、依頼人は、植林されていない土地またはすでに転用された土地で、土地ベースのアグリビジネスと林業プロジェクトの位置を示すだろう」と記している。「Forest Policy Proposals of the International Commission on Land Use Change and Ecosystems」（2009年10月）、EU再生可能エネルギー指令 No. 2009/28/EG（2009年4月）、EU木材規則 No. 995/2010（2010年10月）、及び、気候サミット2014で採択された「森林に関するニューヨーク宣言」は、土地利用変化に言及している。
84. PRAI原則 7。例えば、土壌肥沃度は、適切な輪作、施肥、牧草管理、及び、合理的な機械耕うん法または保全耕うん法により保つことができる。
85. 「CEO Water Mandate」は、2007年に国連事務総長が立ち上げた官民イニシアチブで、企業が水に関する持続可能性の政策及び実施法を作成、履行及び開示するのを助けるためのものであるが、水保全、廃水処理及び水使用量削減に関連した目標の設定が必要である。しかし、リオ+20の成果文書「The Future We Want」は、むしろ、水使用効率向上と水損失量低減に重点を置いている。

86. CFS-RAI原則 8.iii。
87. CFS-RAI原則 6.iii。食品廃棄物も、その計測等により評価することが望ましい。実行可能な場合、廃棄物は、例えば、第三者への技術移転や、食品廃棄物とその重要性についての周知により、最小化することが望ましい。廃棄物が回避できない場合、埋立てされる食品を、例えば、動物用飼料用に使用する、または、必要に応じてエネルギーに変換することにより、最小化することが望ましい。
88. IFCパフォーマンス基準 3 第6項。
89. CFS-RAI原則 6.v。
90. OECD行動指針 II.A.5及び15、及びVII. 91。
91. VGGT 6.9、8.9、9.12、16.6、17.5。
92. 各国が、国際的商取引と関連した外国公務員の贈収賄の抑止、防止及び撲滅のために効果的な対策をどのように講じることができるかの詳細については、右記を参照： 「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関するOECD理事会勧告」 www.oecd.org/daf/anti-bribery/44176910.pdf
93. OECD行動指針 XI.1～2。
94. OECD行動指針 X.2～3。
95. OECD行動指針 IX.1～2。CFS-RAI原則 7.iv。
96. CFS-RAI原則 7.ii。食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約 第9.3条。
97. OECD行動指針 IX。

附属書A — 参考文献

- CAO (2013), *Annual Report*, Compliance Advisor Ombudsman, Washington DC.
- CAO (2008), *A Guide to Designing and Implementing Grievance Mechanisms for Development Projects*, Advisory Note, Compliance Advisor Ombudsman, Washington DC.
- DEFRA (2003), “Preface”, in *The Code of Recommendations for the Welfare of Livestock*, United Kingdom Department of Environment, Food and Rural Affairs, London.
- EC (2011), *Report - A Sectoral Approach to CSR to Tackle Societal Issues in the Food Supply Chain*, High Level Forum for a Better Functioning Food Supply Chain, Expert Platform on the Competitiveness of the Agro-food Industry, European Commission, Brussels.
- FAO (2013), *Trends and Impacts of Foreign Agricultural Investment in Developing Country Agriculture: Evidence from Case Studies*, Food and Agriculture Organization, Rome.
- FAO (2011), *Report of Expert Meeting on International Investment in the Agricultural Sector of Developing Countries*, 22-23 November 2011, Food and Agriculture Organization, Rome.
- FAO (2010), *Principles for Responsible Agricultural Investment that Respects Rights, Livelihoods and Resources*, Discussion Note Prepared by FAO, IFAD, UNCTAD and the World Bank Group, Food and Agriculture Organization, Rome.
- IFC (2014), *Improving Animal Welfare in Livestock Operations*, Good Practice Note, International Finance Corporation, Washington DC.
- IFC (2012), *IFC Performance Standards*, International Finance Corporation, Washington DC.
- IFC (2009), *Addressing Grievances from Project-affected Communities - Guide for Projects and Companies Designing Grievance Mechanisms*, Good Practice Note No. 7, International Finance Corporation, Washington DC.
- IFPRI (2006), *Occupational Health Hazards of Agriculture - Understanding the Links between Agriculture and Health*, Brief 13(8), International Food Policy Research Institute, Washington DC.
- ILO (2011a), “Unleashing rural development through productive employment and decent work: Building on 40 years of ILO work in rural areas”, *Paper to the Governing Body’s Committee on Employment and Social Policy*, International Labour Organization, Geneva.
- ILO (2011b), *Safety and Health in Agriculture, Code of Practice*, International Labour Organization, Geneva.
- ILO (2008), *The Labour Principles of the United Nations Global Compact: A Guide for Business*, International Labour Organization, Geneva.
- ILO (2006), *Tripartite Declaration of Principles concerning Multinational Enterprises and Social Policy*, International Labour Organization, Geneva.

- ILO (2005), *Safety and Health in Agriculture*, International Labour Organization, Geneva.
- McDermott, M. *et al.* (2015), *Towards the Valuation of Unregistered Land*, Paper Prepared for a Presentation at the 2015 World Bank Conference on Land and Poverty by McDermott, M., Seleballo, C. and Boydell, S., World Bank, Washington DC.
- Munden Project (2013), *Global Capital, Local Concessions: A Data-Driven Examination of Land Tenure Risk and Industrial Concessions in Emerging Market Economies*, The Munden Project Ltd.
- OECD (2011), *OECD Guidelines for Multinational Enterprises, 2011 Edition*, OECD Publishing, Paris. <http://dx.doi.org/10.1787/9789264115415-en>.
- OECD (2006), "OECD Risk Awareness Tool for Multinational Enterprises in Weak Governance Zones", in *Annual Report on the OECD Guidelines for Multinational Enterprises 2006: Conducting Business in Weak Governance Zones*, OECD Publishing, Paris. <http://dx.doi.org/10.1787/mne-2006-4-en>.
- RSPCA (2014), *Large-scale Farming, A Briefing Paper with an Emphasis on Dairy Farming*, Royal Society for the Prevention of Cruelty to Animals, Southwater.
- TI (2011), "Corruption in the land sector", Working Paper 04/2011, Transparency International.
- UN (2009), *Large-scale land acquisitions and leases - A set of minimum principles and measures to address the human rights challenge*, UN Special Rapporteur on the Right to Food, United Nations document A/HRC/13/33/3/Add.2, www.srfood.org/images/stories/pdf/officialreports/20100305_a-hrc-13-33-add2_land-principles_en.pdf.
- UNCTAD (2009), *Transnational Corporations, Agricultural Production and Development*, World Investment Report, United Nations Conference on Trade and Development, New York and Geneva.
- UNEP (2015), *Bank and Investor Risk Policies on Soft Commodities, A Framework to Evaluate Deforestation and Forest Degradation Risk in the Agricultural Value Chain*, United Nations Environment Programme.
- UN HABITAT (2015), *Issue Papers and Policy Units of the Habitat III Conference*, United Nations Conference on Housing and Sustainable Urban Development, Nairobi.
- WB and UNCTAD (2014), *The Practice of Responsible Investment in Larger-Scale Agricultural Investments – Implications for Corporate Performance and Impacts on Local Communities*, World Bank Report Number 86175-GLB, Agriculture and Environmental Services Discussion Paper 08, World Bank and United Nations Conference on Trade and Development, Washington DC.

附属書B

先住民との協議・合意形成

企業方針モデルに記されているとおり、コミュニティとの誠実で効果的で意義のある協議は、コミュニティに影響を及ぼす可能性がある事業を開始する前に、及び事業の最中及び終了時に実施することが望ましい。また、一部の国際文書及び基準は、先住民の土地または領地などの資源に影響を及ぼすプロジェクトを承認する前に、先住民の自由意思による、事前の十分な情報にもとづく合意（FPIC）を得るための協議に参加する各国のコミットメントを表明している¹。一部の人権団体と先住民によると、FPICの概念は、先住民の自治、領土権及び文化的権利から派生したもので、それらの権利の実現に必要なものである。国によっては、FPICを得るための協議及び協力のコミットメントに適合する国内法が整備されている²。

CFS-RAI原則とVGGTは、先住民のFPICを得るために意義のある協議の開催を求めている。また、一部の大手アグリ・フード企業と商品別の円卓会議では、特定の状況でFPICの入手を必要としている。例えば、「持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）」では、パーム油プランテーション向けの土地を使用するため、影響を受けるグループのFPICが必要となる³。OECD行動指針は、人権への負の影響の文脈で、先住民の権利に関する国連文書に言及しているが、FPICについては何も触れていない⁴。

先住民の定義

先住民について単一の定義は存在せず、先住民族は均質なグループではない。しかし、国際労働機関（ILO）では、ILO条約 No. 169から引き合いに出して、先住民を、程度の差はあれ下記の特徴を有している独特な社会的・文化的集団と特徴付けている。

- 独特な文化的集団の一員としての自己同一視
- 伝統的なライフスタイル
- 他の区域の国民とは異なる文化及び生活様式（例：生計の立て方、言語、慣習など）
- 伝統的な慣習、及び、または法律を包含することがある独自の社会組織⁵

独特なものとする自己同一視を、先住民と判定する基本的な基準と見なすことが望ましい⁶。

先住民は、社会的・文化的・宗教的慣行、先住民の文化及び社会経済的状況において大きい役割を果たしていることが多い土地との先住民の関係に基づいて、他のステークホルダー集団とは異なる、または、より深刻な負の影響を経験することがある。彼らは、最も疎外された人口層と脆弱な人口層に入ることが多い。彼らは、差別に直面し、高い貧困率を経験する可能性があるため、脆弱性が増し、負の影響から回復しにくくなる。事業が行われる法的枠組みの存在にかかわらず、彼らは、土地との関係、文化及び社会経済的状況に基づいた慣習的または伝統的権利を有していることが多い。

- **土地：** 先住民は、先祖代々の土地との特別な関係、及び、または、その土地の慣習的権利を有することが多い。この土地との関係は、先住民の目立った特徴となっているため、土地へのアクセス減少やアクセス消失、あるいは環境悪化などの土地関連の影響は、先住民、彼らの生計及び文化に対し、他の非先住民のステークホルダー集団より深刻な影響を及ぼす可能性がある。さらに、先住民の慣習的土地保有権は、国内法で認められない場合がある。協議では、文化的重要性がある聖地または神聖なる区域と関連がある無形価値を調査することが望ましい。
- **文化：** 先住民は、独特な文化的価値及び特徴を保有していることがあり、それらとかがわる場合、それらに対する配慮及び尊重が必要になる。例えば、プライバシー問題は、先住民にとって特に重要なことがある。例えば、社会的または文化的差別及び疎外という遺産のため、あるいは、主流文化との接触がないことによる感受性のためである。そうした場合、適切なエンゲージメントの実践には、彼らの文化的生活の途絶を防ぐため、儀式、式典及び通過儀式についての情報を記録する場合の同意が含まれる。これは、事業によって再定住及び、または立ち退きが起きる場合に、特に重要である。先住民の伝統的な生活様式は通常、特定の領地に密接に関連していることを考慮に入れると、再定住は、社会的ネットワークの喪失、文化の侵食、言語及び明確なアイデンティティの喪失を招く可能性がある。同様に、大規模な企業活動における雇用は、一部の先住民による伝統的活動を毀損するものと考えられることがある。現金経済の導入は、以前から存在している物々交換関係と相容れないことがある。先住民とのエンゲージメントは、これらの影響の軽減方法を特定し、先住民の願望及び優先事項を反映させることができる。
- **社会経済的状況：** 世界の多くの地域で、先住民は最も疎外された人口層と脆弱な人口層に入っている。彼らは、差別と直面し、高い貧困率と社会的不利を経験することが多い。彼らは多くの場合、自らの権利及び文化遺産について知らされることが少なく、それらを保護する能力にも欠けている。つまり、彼らは、打撃と負の影響からの回復力が弱く、深刻な経済的・社会的結果に対してより脆弱なことがある。彼らは、独特の方言を話している場合や、情報の伝達に口頭伝承に頼っている場合があるため、効果的な情報交換が困難になり、協議及びエンゲージメントの画期的な方法が必要になることがある。さらに、歴史的な不満の種が存在する可能性があり、活動を複雑化する恐れがあることに配慮することが大切である。

先住民の集団は、様々な負の影響を経験する個人で構成されており、また女性や子どもなどのより脆弱な集団が含まれていることから、関与プロセスでは特別な注意が期待される。

FPICの履行

企業は常に、国際的に認められた人権を尊重するとともに国内法や規制に従う必要がある⁷。規制要件または運用要件にかかわらず、かつ、プロジェクトの立案の全体を通じて、企業は、先住民がFPICを求める協議を期待している可能性と、その期待がかなわない場合にリスクが生じる可能性を予測する必要がある。FPICが義務付けられていない国では、企業は現地の期待、先住民が負うリスク⁸、及び、現地の反対にあった場合の結果として生じる事業へのリスクについて考慮する必要がある。彼らは、国内法に違反しない範囲で、先住民の正当な期待に応えるエンゲージメント戦略を追求することが望ましい。

この点で、FPICの履行に努めるに当たって、先住民とのエンゲージメントには、下記の重要な措置が有益なことがある。

- FPICを求める作業のための協議プロセスについて、影響を受ける先住民と合意する。ここで、同意が求められる現在及び将来の活動を特定する必要がある⁹。場合によっては、正式または法的な合意書により、このプロセスにコミットすることが妥当かもしれない¹⁰。このプロセスは常に、強制、脅迫または不正操作のない、誠意ある交渉に基づいたものとする。
- ガバナンス制度、慣習法及び慣行（例えば、コミュニティからの過半数の票か、長老会議の承認のいずれかで決める）に従って、影響を受ける先住民の適切な同意の方法について協議し、合意する。先住民は、自らが自由に選ぶか慣習で決めた代表か、あるいは他の機関を通じて協議に参加可能になる必要がある。
- 同意を求める対象の活動が始まる前または承認される前に、プロジェクトの立案時に、可能な限り早く同意を求める手続きに参加する。
- FPICを求める手続きを、1回限りの議論ではなく、繰り返すものと認識する。現地コミュニティとの継続的な対話は、プロジェクトの全ての段階にわたって、信頼関係と、投資に利益を与える均衡のとれた合意につながる。
- 活動に関連した全ての情報を、時宜にかなった客観的で正確で先住民コミュニティに理解可能な方法で、先住民コミュニティに提供する。
- どの活動の合意が承諾されたか、または、保留になったかの明細、合意条件及び継続的交渉の範囲を含むコミットメント／取決めを文書に記録し、先住民コミュニティが理解できる形態及び言語で、かつ、時宜にかなった方法で、それらの文書を先住民コミュニティと共有する。
- 次の場合にどんな処置を講じるかを決定する：a) 先住民が交渉への参加を拒否する場合、b) 先住民がその領地での活動に同意しない場合。

合意形成できない場合または協議・合意形成が拒絶された場合の対応

先住民コミュニティが同意を保留する場合、企業はコミュニティと協議して、不同意の理由と、継続的な懸念事項に対処または対応が可能かどうかを理解することが望ましい。自由意思による事前の十分な情報にもとづいて以前に付与された合意は、恣意的に撤回してはならない。

同意が得られそうにない場合、または、先住民が関与を拒否する場合、企業にとって重要なリスクと先住民への負の影響が生じることがある。プロジェクトの進行によって先住民に負の影響が及ぶ場合、企業は、その影響を阻止または防止するために必要な措置を講じることが望ましい¹¹。

企業は、そのデュー・ディリジェンス¹²により、活動を進めるには同意が必要であり、合意したプロセスが同意に達していないと結論付けた場合、FPICが入手できない限り、活動は進めてはならない。例えば、先住民の移住が必要で、FPICが彼らから得られなかった場合、国の認可にかかわらず、IFCが資金提供するプロジェクトは進めてはならない。

既存の文書及び基準からの抜粋

基準	FPIC関連の文言
先住民族の権利に関する国際連合宣言 (UNDRIP) *	<p>関係する先住民のFPICがない場合、いかなる移住も実施してはならない (第10条)。</p> <p>各国は、FPICなしで、または、法律、伝統及び慣習に違反して取得された文化的、知的、宗教的及び霊的財産に関して、先住民と共に策定された効果的な仕組みにより賠償 (損害賠償を含む) を提供するものとする (第11条)。</p> <p>各国は、特に、鉱物、水などの資源の開発、利用または活用と関連して、先住民の土地または領地などの資源に影響を及ぼすプロジェクトの承認前にFPICを得るため、彼ら自身の代表機関を通じて、関係する先住民と誠実に協議及び協力を実施するものとする (第32条)。</p> <p>FPICについては、第19条、29条及び30条でも言及でもされている。</p>
先住民及び種族族に関するILO条約 No. 169**	<p>これらの人々の移住が例外的措置として必要と見なされる場合、当該移住は、自由意思による十分な情報にもとづく合意がある場合にのみ行うものとする。彼らの合意が得られない場合、当該移住は、必要に応じて、関係する人々の有効な代表のために機会を提供する公聴会を含む、国内法規で制定された適切な手続きのあとでのみ行われるものとする (第16条)。</p>
CFS-RAI原則	<p>農業・フードシステムへの責任ある投資は、...「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に従って先住民のFPICを得るために、彼らの代表機関を通じて、また、各国の特定の立場及び理解に十分配慮して、先住民との効果的で意義のある協議により...包摂的で透明性があるガバナンス体制、プロセス、意思決定を組み込むことが望ましい (原則9)。</p>

基準	FPIC関連の文言
VGGT	<p>各国及び他の当事者は、プロジェクトを開始する前、または、コミュニティが権利を保有する資源に影響を及ぼす法的及び行政措置の採択及び履行前に、先住民との誠実な協議を開催することが望ましい。こうしたプロジェクトは、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に従って、かつ、各国の特定の立場及び理解に十分配慮して、FPICを得るために、彼ら自身の代表機関を通じて、先住民との効果的で意義のある協議に基づくことが望ましい（第9.9項）。</p> <p>先住民とそれらのコミュニティの場合、各国は、全ての処置が、国内法及び国際法に従って、かつ、該当する地域及び国際文書に従った自発的コミットメントに十分配慮して、既存の義務と合致していることを保証するものとする。国際文書には次のものが含まれる：「独立国の先住民及び種族民に関するILO条約」No. 169、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（第12.7項）。</p>
Akwe: Konガイドライン	<p>文化的影響評価を履行する場合、伝統的知識の保有者、イノベーション及び慣行、及び、その知識自体...には、十分配慮することが望ましい。秘密の、及び、または神聖な知識を開示する場合、事前の十分な情報にもとづく合意及び適切な保護策を確保することが望ましい（第29項）。</p> <p>聖地、及び、先住民及び現地のコミュニティが伝統的に占有または使用している土地及び水域で、実施が提案されている開発の、またはそれらの場所に影響を及ぼす可能性が高い開発の影響評価を実施する場合、下記の一般検討事項も考慮に入れることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 影響を受ける先住民及び現地のコミュニティによる事前の十分な情報にもとづく合意： 国内の法体制で、先住民及び現地のコミュニティによる事前の十分な情報にもとづく合意が必要となる場合、評価プロセスで、その事前の十分な情報にもとづく合意が達成されているかどうかを検討することが望ましい。影響評価手続きの各種段階に対応している事前の十分な情報にもとづく合意では、先住民及び現地のコミュニティの権利、知識、イノベーション及び慣行、適切な言語及び手続きの使用、十分な時間の配分及び正確で事実に基づいた法的に正しい情報の提供について配慮することが望ましい。当初の開発案の修正には、影響を受ける先住民及び現地のコミュニティによる事前の十分な情報にもとづく追加合意が必要になる（第53項）。 ● 伝統的知識、イノベーション及び慣行の所有権、保護及び管理と、文化的、環境的及び社会的影響評価手続きで使用される技術... そうした知識は、伝統的知識の所有者による事前の十分な情報にもとづく合意がある場合にのみ使用することが望ましい（第60項）。

基準

FPIC関連の文言

IFCパフォーマンス基準

FPICについて一般に認められた定義は存在しない (...)。FPICは、パフォーマンス基準 1に記載されている手順にもとづく協議及び参加の手続きを生かし、拡張するものであり、依頼人と影響を受ける先住民コミュニティの間の誠意ある交渉によって確立される。依頼人は、(i) 依頼人と影響を受ける先住民コミュニティの間で相互に受け入れられたプロセスと、(ii) 交渉の成果としての当事者間の合意の証拠を文書に記録する。FPICは、必ずしも満場一致が必要はわけではなく、コミュニティ内の個人または集団が明示的に異議を唱える場合でも達成されることがある。

影響を受ける先住民コミュニティは、彼らの土地の喪失、土地からの移転または土地の開拓と、天然及び文化資源へのアクセスの喪失に対して特に脆弱なことがある。依頼人は、この脆弱性を認めた上で、下記の状況下で影響を受ける先住民コミュニティのFPICを入手する。

- 伝統的な所有権に従う、または、慣習的使用に基づく土地や天然資源への影響がある状況。
- 伝統的な所有権に従う、または、慣習的使用に基づく土地や天然資源からの先住民の移転がある状況： 依頼人は、伝統的な所有権に従い、または、慣習的使用に基づいて、共同保有されている土地や天然資源からの先住民の移転を回避するため、実行可能な代替プロジェクト設計について検討する。こうした移転が避けられない場合、依頼人は、FPICが獲得されない限り、プロジェクトを続行しない。

危機的文化遺産： 危機的文化遺産に対するプロジェクトによる大きい影響が避けられない場合、依頼人は、影響を受ける先住民コミュニティのFPICを入手する。プロジェクトが、先住民の知識、イノベーションまたは慣行を含む文化遺産を商業目的で使用する提案を行う場合、依頼人は...影響を受ける先住民コミュニティのFPICを入手する。

* 2007宣言は法的拘束力のない文書であり、国連総会にて143か国の賛成、4か国の反対、11か国の棄権により採択された。同宣言は政治的意図の表明である。

** この1989年条約は、批准した22か国に対し拘束力を持つ。ILO内でのその採択は、先住民及び種族民の権利と、これらの権利を保護する政府の責任についての、ILO三者構成員間のコンセンサスを表している。同条約の基礎となっているものは、先住民の文化及び生活様式の尊重、彼らの土地や天然資源に対する権利の承認、及び、彼ら自身の開発の優先順位を確定する彼らの権利である。その重要な原則は協議及び参加である。

FPICの詳細なガイダンスについて

- Expert Mechanism on the Rights of Indigenous Peoples (2011), Expert Mechanism advice No. 2: indigenous peoples and the right to participate in decision-making. Geneva.
- Foley-Hoag (2010), Implementing a corporate free, prior, and informed consent policy: benefits and challenges, by Lehr, A. and Smith, G.
www.foleyhoag.com/publications/ebooks-and-white-papers/2010/may/implementing-a-corporate-free-prior-and-informed-consent-policy.
- FAO (2014), Respecting free, prior and informed consent - Practical guidance for governments, companies, NGOs, indigenous peoples and local communities in relation to land acquisition, Governance of tenure technical guide 3.
- ILO (2013), Understanding the Indigenous and Tribal Peoples Convention, 1989 (No.169), Handbook for ILO Tripartite Constituents, International Labour Standards Department, International Labour Organisation, Geneva.
- OECD (2016), *OECD Due Diligence Guidance for Meaningful Stakeholder Engagement in the Extractive Sector*, forthcoming, OECD Publishing, Paris.
- Oxfam Australia (2005), Guide to free, prior and informed consent, by Hill, C., Lillywhite, S. and Simon, S., Carlton, Victoria, Australia.
- RSB (2011), RSB guidelines for land rights: respecting rights, identifying risks, avoiding and resolving disputes and acquiring lands through free, prior and informed consent, Roundtable on Sustainable Biofuels, Geneva.
- UN Permanent Forum on Indigenous Issues (2005), Report of the International Workshop on Methodologies Regarding Free, Prior and Informed Consent and Indigenous Peoples. Document E/C.19/2005/3, submitted to the Fourth Session of the UNPFII, 16-17 May.
- World Bank (2005), Operational Policy 4.10: Indigenous Peoples. Washington, DC.

附属書B — 注記

1. 先住民に関連する国際文書はUNDRIP及びILO条約 No. 169である。UNDRIPでは、各国に対して、先住民の土地及び領地または他の資源に影響を及ぼすプロジェクト等の多くの状況で、彼らのFPICを得るために、関係する先住民と協議及び協力を行うよう勧告している（第19条及び32条）。ILO条約 No. 169は、その批准国に対して法的拘束力を持っており、締約国に対して、措置案について合意または同意に達する目的で、先住民と協議するよう要請している（第6条）。同条約の同意条項に関するガイダンスについては次を参照：ILO Handbook for ILO Tripartite Constituents – Understanding the Indigenous and Tribal Peoples Convention（原住民及び種族民の理解に関する条約），1989（No. 169）（2013）。他の国連機関では、FPICに関する国際基準は非国家行動主体に等しく適用されると主張している。これらの機関には、国連「先住民問題に関する常設フォーラム」、国連「人権と多国籍企業及び他の企業の問題に関する作業部会」、国連「先住民の権利に関する特別調査委員会」、国連「先住民の権利に関する専門家機構」、及び、いくつかの国連「人権条約機関」が含まれる。
2. FAO, “Respecting free, prior and informed consent – practical guidance for governments, companies, NGOs, indigenous peoples and local communities in relation to land acquisition（自由意思による事前の十分な情報にもとづく合意の尊重 — 土地取得に関連する政府、企業、NGO、先住民及び現地コミュニティのための実用的ガイダンス）”（2014）, p. 7, www.fao.org/3/a-i3496e.pdf
3. 「持続可能なパーム油生産の原則及び基準」は、RSPO理事会が承認し、2013年4月25日にRSPO会員による臨時総会で受諾されたもので、アブラヤシ用の土地の使用は、自由意思による事前の十分な情報にもとづく合意のない他の使用者の法的権利、慣習的権利または使用者権利を減じるものではないとしている（原則2.3.）。1つの指針として、FPICの手続きを詳述している交渉合意書は利用可能な状態にし、次の内容を記載することが望ましい： a) 計画書が、影響を受けるコミュニティの全ての集団との協議及び討論を通じて作成されたこと、及び、その集団を意思決定に参加させるために講じなければならない措置に関する情報を含む情報がその集団に提供されたことを示す証拠、b) 企業が、事業に対するコミュニティの同意の決定または保留の決定を、この決定が行われた時点で尊重したことを示す証拠、c) コミュニティの土地に対する企業の所有権、営業権または借地権の満了時における土地の法的地位の意味合いを含む、その土地での事業の許可による法的、経済的、環境的及び社会的影響が、影響を受けるコミュニティから理解及び承諾を得たことを示す証拠。
4. OECD行動指針 IV.40を参照： [...] 企業は、特別な注意を要する特定の集団または人口層に属する個人の人権に負の影響を及ぼす可能性がある場合、その人権を尊重すべきである。これに関連して、国連文書では先住民の権利についてさらに詳しく記述している [...]。
5. ILO条約No. 169では、先住民と種族民について次のとおり定義している： 種族民 — 種族民の社会的、文化的及び経済的状况により、彼らは、国民共同体の他の階層から区別されており、彼らの地位は、彼ら自身の慣習または伝統により、あるいは、特別な法規により全体的または部分的に規制されている。先住民 — 彼らは、征服または植民地化された時に、または、現在の国境の画定時に、その国

に居住した人々、または、その国が属する地理的地域に居住した人々からの血統を有しているため、先住民とみなされ、彼らの法的地位にかかわらず、彼ら自身の社会的、経済的、文化的及び政治的慣習の一部または全てを保持している。

6. ILO条約 No. 169 第1.2条を参照。
7. OECD行動指針 I.2及びIV. 1。
8. 次の資料は、FPICに関連するコミュニティの期待について詳細を提供する：
Guide to Free Prior and Informed Consent, http://resources.oxfam.org.au/pages/view.php?ref=588&search=mining&order_by=relevance&sort=DESC&offset=48&archive=0&k=&curpos=54, Oxfam Australia (2014); *Making Free Prior and Informed Consent a Reality: Indigenous Peoples and the Extractive Industries*, Doyle C. and Carino J., Middlesex University, PIPLinks & ECCR (2013), www.ecojesuit.com/wp-content/uploads/2014/09/Making-FPIC-a-Reality-Report.pdf
9. 下表で引用されている国際文書は、例えば、再定住が必要な場合にFPICに関連している状況を規定している。
10. FPICは、コミュニティ・エンゲージメントの高度化された、より形式化された形態として理解できることが示唆されている。その結果、特定の場合に、会社は、負の影響がかなりありそうな先住民の領地で、または、その近くでプロジェクト開発する際に、より形式的な協議プロセスに参加する動機を与えられる可能性がある。右記参照：Lehr & Smith, *Implementing a Corporate Free Prior Informed Consent Policy*, www.foleyhoag.com/publications/ebooks-and-white-papers/2010/may/implementing-a-corporate-free-prior-and-informed-consent-policy, Foley Hoag (2010), p. 8. 「世界資源研究所」は、会社が、FPIC手続きを運用可能にする課題を、手続きの法的認知（例：正式協定）により、他の適正なステークホルダーとのエンゲージメント手法と結び付けて克服してみるように助言している。右記参照：*Development without Conflict: The Business Case for Community Consent*, World Resources Institute (2007), http://webcache.googleusercontent.com/search?q=cache:KBxXOS9628IJ:pdf.wri.org/development_without_conflict_fpic.pdf+&cd=1&hl=en&ct=clnk&gl=fr
11. OECD行動指針 II.B.18～19及びIV.40及び42。
12. 先住民とのエンゲージメントに関する法的義務を明確化するには、法的専門知識を求めめる必要がある。

責任ある農業サプライチェーンのためのOECD- FAOガイダンス

OECDとFAOは、企業が、その事業により持続可能な発展を確実なものにするために、責任ある企業行動の基準の遵守と、農業サプライチェーンにおけるデュー・ディリジェンスの着手に資するよう、本ガイダンスを作成した。本ガイダンスは下記のセクションで構成されている。

- 企業が責任ある農業サプライチェーンを構築するために遵守すべき基準を概説している企業方針モデル。
- 企業がその活動の負の影響を特定、評価、軽減し、負の影響への対処方法を説明するために従うべき5段階の措置を記述しているリスクベースのデュー・ディリジェンスの枠組み。
- 企業が直面する主要なリスクと、これらのリスクの軽減策の説明。
- 先住民とのエンゲージメントのガイダンス。

本刊行物のネット上の参照先は次のアドレス：<http://dx.doi.org/10.1787/9789264251052-en>

本書は、OECDの書籍、定期刊行物及び統計データベースを収集しているOECD iLibrary上で刊行されている。詳細情報については次のサイトを閲覧のこと：www.oecd-ilibrary.org

